

「知的財産推進計画2011」項目別進捗状況の概要
(コンテンツ強化関連)

知的財産戦略推進事務局

1. 項目別進捗状況の概要※

評価基準	評価項目数	全体に占める割合
○：達成	208	93.3%
△：概ね達成しているが、 更に進める必要	15	6.7%
×：未達成	0	0.0%
合計	223	—

※「知的財産推進計画2011」の工程表において、2011年度中に実施するとしていた具体的取組について、各省からの進捗状況報告に基づき、現時点での進捗状況を踏まえて知的財産戦略推進事務局として評価したものを。

2. ヒアリング対象項目の進捗状況

戦略Ⅲ 最先端デジタル・ネットワーク戦略

No.	項目	担当府省	評価
99	電子書籍の市場整備の加速化<出版者の権利>(短期・中期)	文部科学省 経済産業省	○ ○
100	電子書籍の市場整備の加速化<中間ファイル・フォーマット>(短期)	総務省 経済産業省	○ ○
101	電子書籍の市場整備の加速化<最終フォーマット>(短期)	総務省 経済産業省	○ ○
102	電子書籍の市場整備の加速化<デジタル教材>(短期・中期)	文部科学省 総務省	○ ○
103	知的資産のアーカイブ化とその活用促進<国会図書館のデジタル・アーカイブ活用>(短期)	文部科学省 経済産業省 総務省	○ ○ ○
104	知的資産のアーカイブ化とその活用促進<国会図書館への電子納本>(短期)	文部科学省 経済産業省 総務省	○ ○ ○
105	知的資産のアーカイブ化とその活用促進<放送番組の活用>(短期)	総務省 総務省	○ ○
106	知的資産のアーカイブ化とその活用促進<アーカイブの活用>(短期・中期)	文部科学省 総務省	○ ○
107	知的資産のアーカイブ化とその活用促進<一定期間経過後の著作物の活用>(短期)	文部科学省	○
108	クラウド型サービスの環境整備(短期)	文部科学省	○
111	インターネット上の著作権侵害の抑止<国際的枠組の活用>(短期)	文部科学省 経済産業省	○ ○
112	インターネット上の著作権侵害の抑止<違法サイト対策>(短期)	総務省 文部科学省 経済産業省	○ ○ ○
113	インターネット上の著作権侵害の抑止<政府間協議等>(短期)	経済産業省 文部科学省 総務省	○ ○ △

117	「コンテンツ特区」の創設(短期)	経済産業省 総務省 文部科学省	○ ○ ○
127	プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期)	総務省 総務省 総務省	○ ○ ○
132	著作権制度上の課題の総合的な検討<保護期間、補償金等>(短期)	文部科学省	△
133	著作権制度上の課題の総合的な検討<権利制限の一般規定>(短期)	文部科学省	○
134	著作権制度上の課題の総合的な検討<間接侵害>(短期)	文部科学省	○

戦略Ⅳ クールジャパン戦略

No.	項目	担当府省	評価
136	映像を通じた発掘・創造<コンテンツファンド>(短期)	経済産業省	△
137	映像を通じた発掘・創造<国際共同製作>(短期・中期)	経済産業省 外務省 総務省 文部科学省	○ ○ ○ ○
139	対象国のニーズに即した展開戦略の策定(短期)	経済産業省 国土交通省	○ ○
140	クールジャパン発信の仕組みの構築<クリエイティブ・ディレクター>(短期)	経済産業省	○
141	クールジャパン発信の仕組みの構築<国内イベント>(短期)	文部科学省 総務省	○ ○
142	クールジャパン発信の仕組みの構築<国際イベント>(短期)	文部科学省 農林水産省	○ ○
145	イメージ戦略の推進<ポータルサイト、ロゴ・メッセージ>(短期)	内閣官房	○
146	イメージ戦略の推進<世界文明フォーラム>(短期)	文部科学省	○
147	映像や放送の展開<映像の海外展開>(短期)	総務省	○
148	映像や放送の展開<国際放送>(短期)	総務省	○
151	東日本大震災を踏まえた日本のブランドイメージの回復<食>(短期)	農林水産省	○
152	東日本大震災を踏まえた日本のブランドイメージの回復<観光>(短期)	国土交通省	○
155	「クールジャパン大賞(仮称)」による顕彰(短期)	経済産業省	○
156	クールジャパンのリピーターの拡大(短期)	国土交通省	○
160	地理的表示保護制度の導入検討(短期)	農林水産省	○
163	クールジャパン関連基盤の復旧・復興(短期・中期)	経済産業省	○
166	クールジャパンに関する諸外国の規制の緩和・撤廃(短期・中期)	外務省 経済産業省 総務省 文部科学省	○ ○ ○ ○
167	在外公館によるクールジャパンの支援強化(短期)	外務省	○
168	クールジャパンに関する文化関係者のネットワーク形成(短期)	文部科学省	○
172	若手クリエイターの育成<アニメーター>(短期)	文部科学省	○
173	若手クリエイターの育成<産学コンソーシアム>(短期)	文部科学省	○
174	若手クリエイターの育成<アーティスト・イン・レジデンス>(短期)	文部科学省	○
175	クリエイターの裾野拡大<クリエイターの学校訪問>(短期)	文部科学省	○
176	海外展開資金を供給する仕組みの創設(短期・中期)	経済産業省	△
178	国際共同製作促進の支援(短期・中期)	経済産業省 総務省	○ ○
181	地域発コンテンツ制作支援の強化(短期)	総務省	○

「知的財産推進計画2011」の実施状況

2012年3月31日時点

評価 ○:達成、△:概ね達成しているが、更に進める必要、×:未達成

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
2. 知財イノベーション競争戦略										
「知財計画2010」からの継続施策										
71	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、複数の中小企業が連携し、それらの企業が製造する商品についてブランド構築をしつつ海外展開を図る取組に対し、効率的な支援策の検討を行い、必要な措置を実施。			JAPANブランド育成支援事業において、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図った。本年度は80件の事業に交付決定を実施した。	JAPANブランド育成支援事業を通じて2012年度も地域中小企業のブランド構築に対する支援を行う。	○	
72	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省	地域の生産者・飲食業を含めた関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、新たな商品開発の支援、海外への情報発信や意匠権・商標権の効果的活用を含めたブランド戦略策定支援を実施。			地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、地域の食材を活用した特徴的な料理などについて、地域団体商標、意匠といった知的財産権の取得を目指す取組を支援した。	2011年度の取組を踏まえ、地域における食材を核とした食文化の活用・創造を支援する。特に女性グループによる伝統料理の見直しの取組を重点化する。	○	地域関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、ブランド戦略策定支援を実施する必要がある。
78	AI(アグリインフォマティクス)システムの開発(短期・中期)	世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形(形式知)に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。	農林水産省	各種データの連続計測、蓄積した各種データの解析及びデータマイニング技術の開発並びにプロトタイプシステムの開発及びモデル農家での実証を実施。	農業現場でのシステムの試用・評価を実施。		・農作業・環境情報・生態情報等のデータ計測・可視化のためのシステム改良を実施し、農作業等情報の蓄積を行うとともに、データマイニング手法の基礎的データ解析を実施した。 ・AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題を検討し、取りまとめた報告書を作成した。 ・AIシステム実証事業(緑と水の環境技術革命プロジェクト事業)に関する2012年度予算を措置した。	2011年度の取組を踏まえ、データ取得システム、データマイニング手法の改善点の検討を行うとともに、AIシステムのうち、実用化レベルに達した要素技術について、順次実証事業を行い実用化を推進する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
98	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な協議(以下参照)の場を通じ、関係府省で連携しつつ、模倣品・海賊版といった知財侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働きかけに活用。 - 日中ハイレベル経済対話 - 日中経済パートナーシップ協議 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日韓経済局長協議			・2011年10月の日中知的財産権ワーキング・グループ、2011年11月の官民合同訪中ミッションに参加し、知財権対策の強化を要請した。 ・中国などとの経済協議の開催に向けた事前調整を実施した。	相手国の対応状況をフォローしつつ、知財権侵害対策の強化に向けた働きかけを実施する。	○	相手国との協力関係を深めつつ、知財権侵害対策の強化を働き掛ける必要がある。
			文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議をはじめとした交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働きかけに活用。			・2011年4月、11月の官民合同ミッション、同8月の第2回日中インターネット知的財産保護シンポジウム及び同10月の第3回日中知的財産権ワーキング・グループに参加し、インターネット上の著作権侵害の対策の強化を要請した。 ・2011年9月に日中著作権会議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発について効果的な対策を要請した。 ・2011年9月に日韓間で著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書を締結した。 ・2011年12月に第3回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。	・日中、日韓との二国間協議を定期的に実施し、両国との連携強化を推進する。 ・日中の著作権関係団体同士による意見交換を行うセミナーを開催し、関係団体同士の連携強化を図る。 ・韓国文化体育観光部との間で覚書に基づく協力分野に係る具体的な活動についての検討を行い、両国間で合意を図る。	○	
			経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中知的財産権ワーキング・グループ、模倣品事務ワーキング・グループの場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版といった知財侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働きかけに活用。			・2011年4月、中国において最も模倣品の製造・流通が多い地域の一つである広東省にハイレベルミッションを派遣し、広東省幹部との会談で地方における知的財産保護強化の協力枠組みの構築について意見交換し賛同を得た。 ・2011年10月に第3回日中知的財産権ワーキング・グループを神戸で、2012年1月に第2回模倣品事務ワーキング・グループを東京で開催し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底等について、日本側より提案を行うとともに、産業財産権分野における協力推進について認識の共有を図った。	・二国間協議の場で、知的財産侵害対策の強化と継続を中国政府に働きかける。 ・CODAの動画投稿サイトに対する違法コンテンツに対する削除要請の本格的稼働を促す。	○	
			警察庁	・経済産業省と連携しつつ、中国関係機関との情報提供スキーム構築に向けた取組を実施。 ・中国捜査当局との定期協議において、情報提供を行った違法サイトの閉鎖状況及び取締状況の確認を実施。			・2011年10月、第3回日中知的財産権ワーキンググループに参加し、日本における知的財産権侵害事犯の現状と問題点について説明を行い、中国を発信地とするインターネット上の知的財産権侵害情報を提供し、偽ブランド品広告サイトの削除及び取締りを求めた。 ・外国を発信地とするインターネット上の知的財産権侵害情報を、中国等の外国当局に提供し、偽ブランド品広告サイトの削除及び取締りを求めた。	中国といった外国当局に対して、違法サイトに関する情報提供を行い、当該サイトの削除措置を促す。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	国土交通省	日中両国間の協力体制の構築・定期的協議の開催を視野に、中国政府との政策対話及び同国関連業界団体との意見交換を通じて、船舶関連機器の模倣品による被害の実態把握及び被害を軽減させるための対策に関する議論を実施。			<ul style="list-style-type: none"> ・2011年11月の日中造船・船用工業工作者交流会の開催を支援し、日中の関係団体間で合意されたMOU(船用純正品の使用に関する合意書)の締結を支援した。 ・啓発リーフレットの作成・配布、模倣品講習会の実施や被害実態調査を行った。 ・JASMEA純正品ラベルの普及支援、船用工業製品純正品確認マニュアルの普及支援をはじめとした関係団体の模倣品対策活動の支援を行った。 	官民の連携を強化し対策を推進する必要がある。	○	
			財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施。実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。 ・日中韓知的財産作業部会の場を活用し、引き続き日中韓3か国税関において知的財産権侵害物品に係る情報交換を実施。実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。 ・侵害発生国・地域の税関当局との間で、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向けた取組を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・2011年10月、日中韓3か国税関と世界税関機構が協力して、IPRセミナー(於韓国)を開催した。 ・2011年11月、ASEAN諸国から税関当局職員6名(カンボジア・インドネシア・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・ベトナム)を受け入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行った。 ・2011年10月、日中韓税関局長官会議の枠組みの下、日中韓知的財産作業部会を開催し、知的財産侵害物品の水際取締りに係る情報交換及び協力要請を行った。 ・2012年3月、中国税関職員10名を受入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行う。 ・情報交換を継続的に実施する。 	日中韓知的財産作業部会の場を活用し、3か国間における情報交換のさらなる促進を目指す。	○		
			農林水産省	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。		<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施した。 ・地方自治体や農林水産業の関係団体が参加する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、海外における商標の監視、日本産農林水産物等の模倣品・偽装品の現地調査を実施した。 	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施するとともに、海外における商標の監視、日本産農林水産物等の模倣品・偽装品の現地調査を実施する。	○		
			総務省	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。		<ul style="list-style-type: none"> ・中国政府や動画投稿サイト事業者に対して放送コンテンツのインターネット上の不正流通対策等に関する働きかけを実施した。 	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略										
「知財計画2011」本文記載の施策										
99		電子出版に関し、出版者の権利の在り方の検討も含め、著作者と出版者間の契約の促進を支援する。 (短期)	文部科学省	出版者の権利の在り方について「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を行い、一定の結論。	左記結論に基づき、必要な措置を実施。		・2011年12月、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」を取まとめ、「出版者への権利付与」に関する今後の検討の方向性を示した。 ・当該報告を踏まえ、文化庁において「出版者への権利付与」に係る法制面における課題の整理等を目的とした検討の場を設けた。	「電子書籍の流通と利活用の円滑化に関する検討会議報告」において必要とされた「出版者への権利付与」に係る検証・検討を実施するとともに、当該検証・検討結果を踏まえて権利付与の具体的な在り方について検討を実施する。	○	「出版者への権利付与」について早急に結論を得た上で、必要な措置を実施する必要がある。
			経済産業省	実証実験により、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、その利用を促進。			電子出版物等の契約円滑化を図るため、民間有識者からなる委員会を開催し、国内外のコンテンツ配信に関連する制度や、ビジネスモデルの整理を行うとともに、コンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行い、実証実験により電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、Webページ上の公開により利用を促進した。	実証実験の結果を踏まえ、電子出版物の契約円滑化モデルに関する更なる利用を促進する。	○	実証実験の結果を踏まえ、電子出版物の契約円滑化モデルの更なる利用を促進する必要がある。
100	電子書籍の市場整備の加速化	様々な端末・プラットフォームで電子書籍が利用可能となるよう、日本語の縦書きやルビに対応した、中間ファイルフォーマットを策定し、その普及を図るとともに、中小企業の対応を支援する。 (短期)	総務省	新ICT活用サービス創出支援事業(電子出版の環境整備)により策定した様々な端末・プラットフォームで電子書籍が利用可能となる中間ファイルフォーマットについて普及展開を推進。			・2011年5月、新ICT活用サービス創出支援事業(電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクト)に関する成果報告を公表した。同年6月、事業評価会を開催し、民間有識者に事業成果の評価及び普及展開に当たっての意見を聴取し、結果を公表した。 ・検討会議の参加などを通じ、関係府省と連携し、取組への協力・支援を行った。	関係会議への出席、情報収集などを通じ、関係者との連携を図り、新ICT活用サービス創出支援事業の事業成果(技術標準、各種ルール)を普及促進する。	○	2011年度の成果を踏まえ、電子書籍交換フォーマットの普及展開を推進していく必要がある。
			経済産業省	電子出版ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の普及促進のため、中小企業に対する支援として、フォーマット運用ガイドラインの策定及び検証を実施。			・中間(交換)フォーマットの普及促進のため、民間有識者からなる委員会を開催し、交換フォーマット運用ガイドラインを策定し、印刷会社などによる評価実験においてガイドラインの実効性の検証を行うとともに、印刷会社向け説明を行い、印刷会社へガイドラインの周知を図った。 ・2012年2月に出版社を対象としたセミナーを開催し、同年2月末に上記検討結果に係る報告書を公表した。	交換フォーマットの普及促進に向けて、関係府省との連携を図りつつ、必要に応じて対応を行う。	○	交換フォーマット運用ガイドラインの普及促進を進める必要がある。
101		海外のフォーラム標準である最終フォーマットについて、アジアを中心とする各国と連携して、縦書きやルビを含む日本語対応を可能とする。 (短期)	総務省	海外のフォーラム標準(IDPFのEPUBやW3C)の改訂に際し、各国にも働きかけながら、縦書き・ルビといった日本語組版仕様を反映。			・2011年5月、新ICT活用サービス創出支援事業(EPUB日本語拡張仕様策定)に関する成果報告を公表した。また、同年6月に事業評価会を開催し、民間有識者に事業成果の評価及び普及展開にあつたの意見聴取し、その結果を公表した。 ・W3Cでの標準化においては、2011年6月に日本でフォーラムを開催し、国内の出版・印刷等の業界関係者側の要望を整理し、提案を実施した。 ・2011年10月11日、IDPFにおいて、W3Cにおける縦書きレイアウトの基本機能に関する仕様と新ICT活用サービス創出支援事業(EPUB日本語拡張仕様策定)の成果を参照・反映したEPUB3.0が最終確定した。 また、EPUB3.0の普及促進に係る課題整理・解決策の検討を行う。加えて、2012年3月にW3Cと連携したイベントを開催し、縦書きレイアウトの実装の促進を図った。	関係会議への出席、情報収集などを通じ関係者との連携を図り、新ICT活用サービス創出支援事業の事業成果(技術標準、各種ルール)を普及促進するとともに、W3Cにおいて縦書きレイアウトに関する我が国からの要望を踏まえた標準化を推進する。	○	EPUB3.0を普及促進するとともに、海外フォーラム標準における縦書きレイアウトに関する仕様策定を継続的に推進する必要がある。
			経済産業省	日本語に対応した最終フォーマットについて関係業界に周知。			最終フォーマットについて、各所で説明を行うなど、周知活動を行った。	関係府省と連携し、最終フォーマット周知に向けた取組を支援する。	○	関係業界に対する普及促進の継続的な取組が必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期			中期			長期			進捗状況	評価	今後の課題
102	電子書籍の市場整備の加速化	デジタル教材の円滑な導入を進めるため、教材開発や指導方法に関する研究・開発を進め、その成果を普及する。(短期・中期)	文部科学省	児童生徒一人一台の情報端末やデジタル機器の活用に向け、「学びのイノベーション事業」において、学校種、発達段階、教科に応じ、モデルコンテンツの開発や、デジタル教科書・教材、情報端末を利用した指導方法の開発に関する総合的な実証研究を実施。2011年度は、小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校で実施。			「学びのイノベーション事業」の成果を普及。			<ul style="list-style-type: none"> ・「学びのイノベーション事業」において、文部科学省が開発したデジタル教科書・教材(国語、算数、外国語活動)を活用した指導方法を開発した。 ・小学校(社会、理科)、中学校(国語、数学、英語)のデジタル教科書・教材及び特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の状況に応じた教材を開発した。 			○	これまでの実証研究の成果を踏まえ、児童生徒1人1台の情報端末と学習者用デジタル教科書・教材を活用した指導方法の開発や効果の検証を進める必要がある。	
			総務省	「フューチャースクール推進事業」の実証研究を行い、タブレットPC(全児童1人1台)やインタラクティブ・ホワイトボード(全普通教室1台)の情報通信機器を使ったネットワーク環境を構築した実証校において、デジタル教科書・教材を利用した指導方法の開発を行う文部科学省の「学びのイノベーション事業」が実施できるよう協力。2011年度においては、これまでの小学校10校に新たに中学校8校、特別支援学校2校を追加して実施。			デジタル教科書・教材を利用した指導方法の開発といった成果を普及するため文部科学省の取組に協力。			<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの小学校10校に新たに中学校8校、特別支援学校2校を追加して「フューチャースクール推進事業」の実証研究を実施し、文部科学省が開発したデジタル教科書・教材(小学校(国語科、算数科、外国語活動、社会科、理科)、中学校(国語科、数学、英語))について、各実証校の端末等へのインストールへの協力やデジタル教科書・教材を活用した指導方法の開発に必要な実践のためのICT環境の運用など文部科学省の「学びのイノベーション事業」が実施できるように協力した。 			○	これまでの実証研究の成果を踏まえ、文部科学省と連携し、児童生徒1人1台の情報端末と学習者用デジタル教科書・教材を活用した指導方法の開発や効果の検証を進める必要がある。	
103	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	我が国の知的インフラ整備の観点から、国立国会図書館が有する過去の紙媒体の出版物のデジタル・アーカイブの活用を推進する。具体的には、民間ビジネスへの圧迫を避けつつ、公立図書館による館内閲覧や、インターネットを通じた外部への提供を進めるため、関係者の合意によるルール設定といった取組を支援する。(短期)	文部科学省	「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を行い、一定の結論。			左記結論に基づき、必要な措置を実施。			<ul style="list-style-type: none"> ・2011年12月に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」を取りまとめ、国立国会図書館から公立図書館などへの送信サービスの実施に係る制度改正を含めた必要な措置を行うことが適当とされた。 ・報告を踏まえ、当該送信サービスの実施に係る制度改正を含めた必要な措置を行うための準備作業に着手した。 			○	国立国会図書館からの送信サービスの実施に係る法改正を早急に行った上で、サービスの拡大に係る検討に着手する必要がある。	
			経済産業省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。						上記検討会議の参加を通じ、関係府省と連携し、取組への協力・支援を行った。			○	関係府省と連携し、関係者の合意によるルール設定に向けた取組への協力・支援を行う必要がある。	
			総務省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。また、策定した公立図書館における電子書籍の利活用を促すガイドラインの普及・展開を推進。						<ul style="list-style-type: none"> ・2011年5月、新ICT利活用サービス創出支援事業(図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト)に関する成果報告を公表した。また、同年6月に事業評価会を開催し、民間有識者に事業成果の評価及び普及展開に当たっての意見を聴取し、結果を公表した。公立図書館における電子書籍の利活用を促すガイドラインについて、図書館総合展や関係団体向け講演会での周知・普及を行った。 ・検討会議の参加を通じ、関係府省庁と連携し、取組への協力・支援を行った。 			○	関係者との連携を図り、2011年度の成果の普及促進を進める必要がある。	
104	国立国会図書館への電子納本を可能にするため、例えば、電子書籍として市場で配信されたものは、館内閲覧に限るといったルール設定の検討をはじめとした取組を支援する。(短期)	文部科学省	図書館関係者と著作者、出版者との協議により、電子納本された出版物の利用に係る適切なルール設定が行われるよう支援。						国立国会図書館や関係府省との間において、電子納本制度に係る検討の進捗状況について情報を共有するなど連携を図った。			○	電子納本された出版物の利用に係るルール設定が行われるよう、図書館関係者と著作者、出版者との協議に向けた取組を支援する必要がある。		
		経済産業省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。						検討会議の参加を通じて関係府省と連携し、ルール設定の取組への協力・支援を行った。			○	国立国会図書館への電子納本に向けて、関係府省と連携し、ルール設定の取組を更に支援する必要がある。		
		総務省	関係府省と連携しつつ、関係者の合意によるルール設定の取組を支援。						検討会議の参加を通じて関係府省と連携し、ルール設定の取組への協力・支援を行った。			○	国立国会図書館への電子納本に向けて、関係府省と連携し、ルール設定の取組を更に支援する必要がある。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
105	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	NHKオンデマンドをはじめとしたインターネットを通じた放送番組の配信に関する財源の在り方の検討を含め、NHKの番組資産の活用を促進する。また、民間の放送番組については、そのアーカイブの一層の拡充に向けた取組を支援する。 (短期)	総務省	NHK放送番組のインターネット配信に伴う課題を整理し、2011年11月を目標にNHKが行う番組資産の活用促進に向けた見直しを促進。			NHKは業務の実施基準の見直しを行い、2011年10月、総務大臣に対して認可申請した。総務省は、申請の審査結果について、パブリックコメントの結果も踏まえて2012年1月に電波監理審議会に諮問し、実施基準の変更を認可した。	○	NHKによる業務の実施基準の見直しを踏まえ、必要な措置を実施する必要がある。
				民間の放送番組のアーカイブの拡充について、取り組むべき課題に関する関係者によるコンセンサスの形成を促すとともに、必要な支援策をとりまとめ、順次措置を実施。		民間の放送番組のアーカイブ拡充の際の課題となる権利処理に関し、支払関連業務の省力化に係る実証実験及び不明権利者探索の調査を実施した。	民間の放送番組のアーカイブ拡充に向けた権利処理に関する実証実験について、必要な措置を実施する。	○	これまでの成果を検証し、権利処理に関する実証実験について、更なる取組を進める必要がある。
106	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	マンガ、アニメ、映画、図書といった様々なコンテンツのアーカイブの活用を促進するため、各機関におけるアーカイブ充実のための支援を行う。また、諸外国のアーカイブとの連携も視野に入れつつ、各アーカイブをネットワーク化し、一元的なデータベースを整備する。 (短期・中期)	文部科学省	メディア芸術に関し、作品に関する情報のデータベースを整備し、アーカイブ間の連携を推進。	一元的にアクセス可能なデータベースの充実を推進。		メディア芸術に関し、作品情報・所在情報等に関するメタデータの検討を行うとともに、データベースの整備に向け情報収集を行った。	○	メディア芸術作品に関する情報のデータベースを整備し、優れたメディア芸術作品のデジタルアーカイブ化を実施するとともに、アーカイブ間の連携を推進する必要がある。
			総務省	公文書、図書、美術品といった知のデジタルアーカイブの電子共有・利用を進めるための技術的課題に関する指針を策定。		・図書館、美術館・博物館、公文書館等関係者を構成員とする「知のデジタルアーカイブに関する研究会」において検討を行い、2011年度末までに、研究会の提言のとりまとめ及びデジタルアーカイブの電子共有・利用を進めるための技術的課題に関する指針を策定した。 ・国立国会図書館と連携して、東日本大震災のデジタルデータを一元的に検索・利用できるポータルサイトを構築するための検討を行った。	・国立国会図書館と連携して、東日本大震災のデジタルデータを一元的に検索・利用できるポータルサイトを構築する。 ・関係者との連携を図るとともに、関係省庁と連携し、取組を推進する。	○	知のデジタルアーカイブの電子共有・利用を進めるための技術的課題に関する指針について普及・促進を図るとともに、国立国会図書館と連携して、東日本大震災のデジタルデータを一元的に検索・利用できるポータルサイトを構築する必要がある。
107		国立国会図書館の書籍や、放送番組をはじめとした様々なアーカイブの活用のため、一定期間を経過した著作物に関し、一層円滑な権利処理を促進する。 (短期)	文部科学省	権利者不明な場合の文化庁長官の裁定による利用促進を行う。また、円滑な権利処理が図られるよう、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援。また、国立国会図書館の書籍については、一定期間を経た著作物利用促進の観点から必要な措置を検討し、実施。			・放送事業者による過去の放送番組利用のため、関係者間のルール形成に取り組み、権利者不明の場合の文化庁長官裁定の利用促進を図った。また、2011年12月に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」を取りまとめ、「出版物の権利処理の円滑化」に係る基本的な考え方を示した。 ・分野毎のルール形成促進のための協議を促すとともに、権利者不明の場合の文化庁長官裁定による利用促進に取り組んだ。また、上記報告を踏まえ、更なる出版物の権利処理の円滑化に向けた関係者協議に対する支援等の必要に応じた対応を図った。	○	一定期間を経過した著作物に関し、円滑な権利処理を促進するため、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告」で示された「出版物の権利処理の円滑化」に係る基本的な考え方に基づき、必要な措置を実施する必要がある。
108	クラウド型サービスの環境整備	我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる。 (短期)	文部科学省	クラウド型サービスの著作権法上の位置付けや課題に関し、調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を実施。			2011年7月より「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」報告書の内容も踏まえ、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会における私的利用のための複製の権利制限に係る課題等の議論と合わせて検討を実施する。	○	「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」報告書を踏まえ、法制問題小委員会において検討を実施し、早急に結論を得る必要がある。
109	プラットフォームの競争環境整備	プラットフォームに関し、国際的な動向の情報収集を図りつつ、競争の実態を注視する。 (短期・中期)	公正取引委員会	関係事業者からのヒアリング、諸外国の当局との情報交換を通じて国際的な動向の情報収集を図るとともに、競争の実態を把握し、注視。			・国内外の電子書籍の取引の現状及び今後の動向に関し、資料収集を行うとともに関係事業者・事業者団体からヒアリングを行った。 ・ソーシャルゲームのプラットフォーム事業者が、ゲーム提供事業者に対し他の特定のプラットフォームにゲームを提供させないようにしていた事件について、排除措置命令を行った。	○	コンテンツ事業者やプラットフォーム事業者といった、関係業者との意見交換やヒアリングを行うなどにより情報収集に努めるとともに、競争の実態を注視する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
110	3D映像の促進	NHKや民間事業者による3D映像放送を拡大することをはじめとして3Dコンテンツの普及のための取組として、安全基準の策定、制作技術の普及及び人材育成を進める。 (短期)	総務省	我が国放送における3D映像放送の拡大を図るため、以下の措置を実施。 3Dコンテンツ及び制作技術の普及に向け、目が疲れにくい立体映像表示技術、リアルタイムの立体映像通信の実現を念頭とした符号化技術といった研究開発の実施とともに、3D映像の識別子の国際標準化を推進。また、安全基準の策定に役立てるため、立体映像が人に及ぼす疲労感・違和感・没入感の定量評価や3D標準映像・評価手法の標準化、安全ガイドラインを検討、併せてそれらの成果に関するセミナーの開催による人材育成を支援。また、開発した「3次元映像標準テストコンテンツ」について、3Dコンテンツ制作支援のために無償配布を継続して実施。			<ul style="list-style-type: none"> ・効率的に裸眼立体映像を伝送するための符号化技術については、MPEG 3DVの標準化活動に寄与するとともに、次世代の表示技術に対応した符号化方式の検討に着手した。また、立体映像を1時間程度視聴した際の疲労感評価実験結果を取りまとめ、セミナーを開催した。 ・「3次元映像標準テストコンテンツ」については無償配布を継続して実施した。 ・3D映像の識別子の標準化については、2011年12月に最終国際規格案(FDIS)となった。3D標準映像・評価手法の標準化については、2011年9月のITU-R SG6会合にて日本から快適視聴に関する基本的考え方等の提案を実施した。 ・2012年2月のMPEG会合に出席し、3DVの標準化に寄与した。疲労評価実験結果を2月の学会の研究会で発表するとともに、報告書をwebページで一般に公開した。 	○	3D映像の快適な視聴に向けた標準化を通じて、今後も3D映像の普及拡大及び人材育成の支援に向けた取組を行う必要がある。
			経済産業省	デジタルコンテンツEXPOをはじめとした場を活用しつつ、3Dコンテンツの制作技術の普及・人材育成を実施。			2011年度デジタルコンテンツEXPOにおいて国内外の3Dコンテンツ制作者によるシンポジウムを開催し、3Dコンテンツの制作技術の普及・人材育成を実施した。	○	今後も3Dコンテンツの制作技術の普及及び人材育成を実施していく必要がある。
111	インターネット上の著作権侵害の抑止	インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツを抑止する観点から、正当な権利者に関する情報を共有する仕組みを構築するため、国際的枠組での検討を進める。 (短期)	文部科学省	海賊版による著作権侵害発生国における法整備、取締り強化を要請するため、著作権担当部局と定期的に協議を実施。また、WIPOとの協力事業をはじめとした国際的枠組において情報交換を実施。			<ul style="list-style-type: none"> ・2011年4月、11月の知的財産保護官民合同訪中代表団、同8月の第2回日中インターネット知的財産保護シンポジウム及び同10月の第3回日中知的財産権ワーキング・グループに参加し、インターネット上の著作権侵害の対策の強化等を要請した。 ・2011年9月に日中著作権会議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発等について効果的な対策を要請した。 ・2011年9月に日韓間で著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書を締結した。 ・2011年12月に第3回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。 ・2011年10月に「著作権・著作隣接権に係るWIPOアジア地域会合」を実施し、各国の著作権制度の現状と課題について情報・意見交換を行った。 	○	民間から被害状況を聴取しつつ、様々な協議において著作権侵害コンテンツ対策の強化を強く働きかける必要がある。
			経済産業省	「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」といった場を活用し、著作権侵害関連の情報交換を日中韓のコンテンツ担当局で密接に実施。			2011年4月と11月にCODA(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)とKOFOCO(韓国著作権団体連合会)が著作権侵害対策に係る覚書の締結を支援した。	○	著作権侵害関連の情報交換の体制について、日韓間はCODA-KOFOCOとの連携体制を軸に更に強化するとともに、日中間の協力体制を早急に構築することが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
112	インターネット上の著作権侵害の抑止	著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。(短期)	総務省	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施。 海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を推進。			2010年度の実証実験結果を踏まえ、2012年1月にネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施した。	左記実証実験の結果を踏まえ、CODAとも連携して、海外のサイトに関し、検知・削除要請等の総合的な対策を検討し、不正流通コンテンツ対策を実施する。	○	実証実験の結果を踏まえ、プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置を図る実効的な仕組みを構築する必要がある。
			文部科学省	WIPOとの協力事業や文化審議会著作権分科会国際小委員会といった場を通じた国内外の情報収集や必要な対策の取りまとめを実施。			・2011年10月に「著作権・著作隣接権に係るWIPOアジア地域会合」を実施し、各国の著作権制度の現状と課題について情報・意見交換を行った。 ・文化審議会著作権分科会国際小委員会において、著作権関係団体に対し、侵害コンテンツへの対応についてのヒアリングを実施し、情報収集を行うとともに、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方に係る審議の経過をまとめた。 ・2011年3月に作成した「台湾における著作権侵害対策ハンドブック2」の周知を行い、CODA主催による「台湾における著作権侵害対策実践セミナー」を同年11月に開催した。	海賊行為に係る状況の把握に努め、政府間協議の充実をはかるとともに、違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発の促進に向けた対策を促進する。	○	民間から被害状況や対応状況を聴取し実態の把握に努めるとともに、効果的な対策を進める必要がある。
			経済産業省	関係府省と連携し、中国といった国々の当局に対し、著作権侵害が特に多発する海外のサイトの取組強化を求めるとともに、自動検知システムの精度向上、検知範囲の拡大といった実効性向上に向けた実証事業を活用し、自動検知システムの普及による民間企業による自主的対策を促進。			・インターネット上の違法映像コンテンツの削除要請に係る実証実験を、中国の7動画共有サイト、台湾の1動画共有サイト、韓国の1動画共有サイトに対して実施した。また、インターネット上の違法出版コンテンツの削除要請に係る実証実験を、中国の2ポータルサイトにおいて実施した。 ・2011年10月の第3回日中知的財産権ワーキング・グループの場で、関係府省と連携し、中国政府に対してCODAによる中国動画投稿サイトに対する違法コンテンツの削除要請の活動に対する理解と協力を求め、併せて違法コンテンツの取締り強化を働きかけた。 ・2011年11月に知的財産保護官民合同訪中団を派遣し、我が国権利者とともに中国国家版權局に対して違法コンテンツの取締り強化を要請した。	・CODAの動画投稿サイトに対する違法コンテンツに対する削除要請の本格的稼働を促す。 ・出版の違法コンテンツの検知技術の調査・実証実験を実施し、その技術を活用して違法コンテンツに対する削除要請を実施する。	○	中国を始めとした国々の当局に対し、違法サイトの取組み強化を求めるとともに、民間企業による自主的対策を促進する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
113	インターネット上の著作権侵害の抑止	二国間政府協議や知的財産保護官民合同代表団(政府と国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)により構成)の派遣を通じ、侵害発生国に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。また、海外のプロバイダーに対し、著作権侵害コンテンツを削除させるため、民間企業による一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活用を促進する。(短期)	経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中知的財産権ワーキング・グループ、模倣品事務ワーキング・グループの場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後働きかけ。二国間協議を通じた侵害発生国・地域に対する侵害対策の働きかけにより、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)を窓口とした海外のプロバイダーに対する著作権侵害コンテンツ削除の強化を実施。			・日中知的財産権ワーキング・グループ(2011年10月)では、中国政府に対してCODAの中国動画投稿サイトに対する違法コンテンツの削除要請の活動に対する理解と協力を求め、併せて違法コンテンツの取締り強化を働きかけた。 ・2011年11月に知的財産保護官民合同訪中団を派遣し、我が国権利者とともに中国国家版权局に対して違法コンテンツの取締り強化を要請した。	○	二国間協議において著作権侵害コンテンツ対策の取組み強化を求めるとともに、民間企業による自主的対策を促進する必要がある。
			文部科学省	中国、韓国との二国間協議を実施。知的財産保護官民合同訪中代表団への参加。一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による共同権利執行や侵害発生国の法制研究に関する活動を支援。			・2011年4月、11月の知的財産保護官民合同訪中代表団、同8月の第2回日中インターネット知的財産保護シンポジウム及び同10月の第3回日中知的財産権ワーキング・グループに参加し、インターネット上の著作権侵害の対策の強化等を要請した。 ・2011年9月に日中著作権会議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発について効果的な対策を要請した。 ・2011年9月に日韓間で著作権及び著作権隣接権分野における連携強化に関する覚書を作成した。 ・2011年12月に第3回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。 ・CODAが開催する各種研究会に参加し、海賊版対策に係る情報提供を行う等、その活動を支援した。	○	二国間協議において著作権侵害コンテンツ対策の取組み強化を求めるとともに、民間企業による自主的対策を促進する必要がある。
			外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な下記の協議の場を通じ、関係府省で連携しつつ、著作権侵害コンテンツ対策の強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。 -日中ハイレベル経済対話 -日中経済パートナーシップ協議 -日韓ハイレベル経済協議 -日韓経済局長協議			・2011年10月の日中知的財産権ワーキング・グループ、2011年11月の官民合同訪中ミッションに参加し、著作権侵害対策の強化を要請した。 ・中国などとの経済協議の開催に向けた事前調整を実施した。	○	二国間協議において著作権侵害コンテンツ対策の取組み強化を求めるとともに、民間企業による自主的対策を促進する必要がある。
			総務省	二国間協議を通じて侵害発生国・地域に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかけ。知的財産保護官民合同訪中代表団、日中知的財産権ワーキング・グループへの参加を通じて著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかけ。			二国間協議の開催に向けて、関係府省と協力・連携して著作権侵害への対策強化の働きかけの準備を行った。	△	二国間協議において著作権侵害コンテンツ対策の取組み強化を求めるとともに、民間企業による自主的対策を促進する必要がある。
			文部科学省	パロディについては、調査研究を実施し、法的課題を整理。インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化については、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、文化審議会著作権分科会において、2011年度中に報告書を取りまとめ。	パロディについては、調査研究の結果を踏まえ、必要に応じた措置を実施。インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化については、左記の報告書の内容に基づき、必要な措置を実施。			・パロディについては、海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究を実施し、2012年3月末までに報告書を取りまとめた。 ・インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームにおいて、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、インターネットを通じて複数者が創作等に参与した著作物等の利用の円滑化を図るためには、契約等による対応が適当であるとする報告書を取りまとめた。	○
114	創作基盤としての二次創作の円滑化	パロディに関する法的課題を検討するとともに、インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化のための取組を進める。(短期)	文部科学省						
			経済産業省	二次創作に関する実証実験で得られた利用ルールについて、民間における活用を促進。			表現の登録に関するプラットフォームの作家、クリエイターを含む有識者からなる委員会での検証結果からなる報告書を、普及・啓発の観点から経産省ホームページにて公表した。	○	左記報告書の成果の普及・啓発を図る必要がある。
115	デジタルコンテンツの活用促進	インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する。(短期)	文部科学省	インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組の支援のために必要な施策を検討。その検討に基づき、支援のための施策を実施。			・インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム報告書において、包括契約のベストプラクティスを紹介した。また、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援した。	○	包括契約のベストプラクティスの周知とともに、権利侵害に係る民間コンセンサス形成に向けた取組を支援する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
「知財計画2010」からの施策									
116	デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期)	ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。	文部科学省	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、学校のクラブ活動や地域における高度情報通信人材の養成に資する措置を実施。	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、高度情報通信人材を養成するために、学校のクラブ活動や地域において、デジタルコンテンツの制作、プログラミングといった講習の実施。		国際ロボット大会に出場する小中高校生を対象として、プログラミングなどのワークショップを実施するとともに、初等中等教育段階の子ども達を対象にした、ロボット制御のプログラミングに関するカリキュラムを制作することにより、初等中等教育段階における高度情報通信人材の養成に資する取組を実施した。	○	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、高度情報通信人材の養成に資する民間の取組を支援する必要がある。
117	「コンテンツ特区」の創設(短期)	「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ制作の誘致を促進する国際的な場を創出する。	経済産業省	特区制度の動向を注視しつつ、コンテンツ関連の特区の案件形成を目指し、具体的な案件が地域から提案されるよう、地方自治体といった関係者に情報提供をはじめとした必要な支援を実施。			コンテンツ関連特区の案件形成を目指し、地方自治体や民間団体に情報提供をはじめとした支援をした結果、2011年12月に札幌コンテンツ特区が指定を受けた。国と地方の協議会のフォローを行い、指定された札幌コンテンツ特区の実現を支援した。	○	総合特区推進調整費の活用や規制緩和に向けた取組支援など、札幌コンテンツ特区の重点推進を図るとともに、新たなコンテンツ特区の形成に向けた取組支援を進める。
			総務省				コンテンツ関連の特区の申請や案件形成がされるよう、地方自治体や民間団体の関係者に情報提供を実施した。	○	関係府省との連携など、コンテンツ特区の推進に向けた取組支援を行う必要がある。
			文部科学省		個々のプロジェクトに関し、著作権の許諾契約に係る課題を含めた対応が必要とされる課題について、関係府省による取組と連携。			関係府省との一層の情報共有を図るなどの対応を実施した。関係府省との連携など、必要に応じて、適切に対応した。	○

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
118	新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期)	モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援・クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。	総務省	ソフト事業(委託放送業務)の認定に係る制度整備、申請受付の検討を推進。			207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のソフト事業の認定に係る制度整備を2011年7月に行い、ソフト事業者の認定を2011年10月に実施した。	2012年4月から開始が予定されているサービスの進展を踏まえ、制度の適切な運用を行う。	○	昨年度の認定の結果を踏まえ、制度の適切な運用を図る必要がある。
				90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備を実施。			90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行うV-Lowマルチメディア放送の制度整備に向けて、7月から9月に事業者ヒアリングを行い、10月に結果の概要を報道発表した。また12月には各地で行われる予定の実証実験について、取りまとめの上報道発表を行った。	2011年12月に取りまとめた実証実験の進捗状況について、広く共有し、制度整備に向けた検討を行う。	○	事業者へのヒアリング結果や昨年度の実証実験の成果を踏まえ、V-Lowマルチメディア放送の制度整備に向けた取組を進める必要がある。
				国際標準化機関・団体におけるデジタルサイネージの標準化を推進。			・官民検討の場などにおいて検討した要件をもとに、国際標準化機関に標準化の検討開始の提案を実施し、勧告案の作成作業が開始された。また、標準化をより推進するため、国際会合を日本に招致し各国関係者との議論を深めた。	デジタルサイネージの国際標準化に係る勧告草案の完成に向けた対応を行う。	○	デジタルサイネージの国際標準化に係る勧告草案の早期完成に向けて、標準化を継続的に推進する必要がある。
				ホワイトスペース活用の実現に向けて、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証実験を行い、この結果を踏まえ、2011年度に環境を整備。	研究開発や実証実験を実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。		2010年度からホワイトスペース特区において、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証の環境整備に向けて無線設備の技術的条件や周波数共用条件について検討を進めた。このうち、ホワイトスペース活用したエリア放送型システムについては、制度整備案の作成後、意見募集を実施しその結果を踏まえ、2011年度内に制度整備を行った。	・エリア放送型システムについては、2011年度に整備した制度に基づき、免許の付与を行うとともに高度化システムに関する技術的検討を進める。 ・通信型システムについても、導入に向けた技術的検討や制度整備を進める。	○	昨年度の実証実験の成果を踏まえ、ホワイトスペースの更なる活用の実現に向けた取組を進め、環境整備を図る必要がある。
				これまで実施してきたIPTV配信用のメタデータを基にした実証実験の成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。			一般社団法人IPTVフォーラム内にプラットフォーム連携WGを設置し、放送局-プラットフォーム間のメタデータガイドラインを2012年3月に策定した。	放送局-プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進を図る。	○	放送局-プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進に向けた取組を進める必要がある。
				「最先端のグリーンクラウド基盤構築に向けた研究開発」を行い技術の確立するとともに、民間フォーラムと連携しながら必要に応じて標準化を実施。			クラウドシステム基盤連携技術、環境対応型ネットワーク構成シグナリング技術、省電力型アクセスネットワーク制御技術の研究開発を実施した。研究開発受託者を中心にクラウド間連携技術についてITUに標準化提案活動を行った。	前年度に開発した各要素技術の評価を行うとともに要素技術間が連携した総合評価実験を実施し、広域災害対応型クラウド基盤連携技術の確立するとともに、民間フォーラムと連携しながら必要に応じて標準化を実施する。	○	昨年度の成果を踏まえ、民間フォーラムと連携しつつ、国際標準化の実現に向けた取組を支援する必要がある。
119	コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期)	デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用のための方策を2010年度中に策定する。	総務省	通信・放送の総合的な法体系に関し、速やかに関係する政省令を整備。			2011年6月に関係政省令を整備した。	関係政省令の周知及び適切な運用を図る。	○	関係政省令の周知及び適切な運用を図る必要がある。
				ホワイトスペース活用の実現に向けて、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証実験を実施し、この結果を踏まえ、環境整備を実施。			2010年度からホワイトスペース特区において、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証の環境整備に向けて無線設備の技術的条件や周波数共用条件について検討を進めた。このうち、ホワイトスペース活用したエリア放送型システムについては、制度整備案を作成し、意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、2011年度内に制度整備を行った。	・エリア放送型システムについては、2011年度に整備した制度に基づき、免許の付与を行うとともに高度化システムに関する技術的検討を進める。 ・通信型システムについても、導入に向けた技術的検討や制度整備を進める。	○	昨年度の実証実験の成果を踏まえ、ホワイトスペースの更なる活用の実現に向けた取組を進め、環境整備を図る必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	長期	進捗状況		評価	今後の課題
120	放送番組の電子配信の促進(短期)	放送番組の電子配信を促進するため、映像分野の権利処理の一元化、携帯機器への転送の場合のルール形成を支援する。また、IPTVの促進のため、NHK及び民間放送事業者のオンデマンドサービスにおける先端的なサービスを促すよう、取り組む。	総務省	映像分野の権利処理一元化の促進のため、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。	左記結果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化推進のため、更に権利処理業務の電子許諾システムのための実証実験を実施。			昨年度の実証実験結果を踏まえ、不明権利者探索の一層の効率化に向けた調査を実施した。	昨年度の成果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化の更なる促進に向けた実証実験を実施。	○	昨年度の成果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化の効果的な促進に向けた実証実験に取り組む必要がある。
				これまで実施してきたコンテンツ製作者の負担を軽減するため、コンテンツプラットフォームごとに異なるメタデータの共通化に資する実証実験の成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。		一般社団法人IPTVフォーラム内にプラットフォーム連携WGを設置し、放送局-プラットフォーム間のメタデータガイドラインを本年3月に策定した。	放送局-プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進を図る。	○	放送局-プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進に向けた取組を進める必要がある。		
121	映画館のデジタル化・3D化の促進(短期)	映画館のデジタル化・3D化を支援する。	経済産業省	2010年度補正予算に基づき映画館のデジタル化を支援。				2010年度補正予算「地域商業活性化事業」により、デジタル化の未対応映画館を保有する商店街への支援を実施した。	映画館のデジタル化・3D化を支援する方策を検討する。	○	映画館のデジタル化・3D化の支援に取り組む必要がある。
122	新たな形態のコンテンツ配信の実証実験の支援(短期)	電子配信の特性を活かした新たな形態のコンテンツ配信に関する実証実験を支援する。	経済産業省	デジタル化・ネットワーク化という事業環境下における新しい形態のコンテンツの配信に関して、実証実験により契約円滑化モデルを開発し、その利用を促進。				電子出版物等の契約円滑化を図るため、民間有識者からなる委員会を開催し、国内外のコンテンツ配信に関連する制度、ビジネスモデルの整理を行うとともに、コンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行い、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、Webページ上の公開により利用を促進した。	コンテンツ配信に係る契約円滑化モデルの更なる利用促進を図る。	○	コンテンツ配信に係る契約円滑化モデルの更なる利用促進を図る必要がある。
			総務省	ユビキタス特区事業の成果やビジネス動向を踏まえ、実際のビジネスへの展開を促進する方策を検討し、必要な措置を実施。				昨年度までの実証実験成果を踏まえた民間の実運用に向けた取組を注視し、必要な情報を提供した。	民間の実運用に向けた更なる取組の支援を行う。	△	ユビキタス特区事業の成果やビジネス動向を踏まえ、実民間の実運用に向けた取組について更なる支援を行う必要がある。
123	プラットフォームの標準化(短期)	重要なプラットフォーム(例えば3D映像やIPTV)に関し、標準化ロードマップを含む戦略を官民一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を一体的に支援する。	総務省	これまで実施してきたIPTV配信用のメタデータ要件を基にした実証実験実証の成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムにおける標準化を推進。				一般社団法人IPTVフォーラム内にプラットフォーム連携WGを設置し、放送局-プラットフォーム間のメタデータガイドラインを本年3月に策定した。	放送局-プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進を図る。	○	放送局-プラットフォーム間のメタデータガイドラインの普及促進に向けた取組を進める必要がある。
			総務省	映像に関し、3D映像の安全基準及び標準的な映像の国際標準化を推進。				・3D映像の安全基準・評価手法の標準化については、2011年9月のITU-R SG6会合にて日本から快適視聴に関する基本的考え方の提案を実施するとともに、3Dテレビに関する検討会において検討を行った。 ・3D標準映像・評価手法の標準化については、3Dテレビに関する検討会において検討を行った。	3D映像の普及拡大に向け、3D映像の評価手法の国際標準化をはじめとした3D映像の快適な視聴環境の確保のための更なる取組を進める。	○	3D映像の普及拡大に向け、3D映像の評価手法の国際標準化をはじめとした3D映像の快適な視聴環境の確保のための更なる取組を進める必要がある。
			経済産業省	映像に関し、3D映像の安全基準の民間の取組を支援し、国際標準化を推進。				映像に関し、3D映像の安全基準を策定し、国際標準化を目指す民間の取組を支援した。	3D映像の安全基準を策定し国際標準化を目指す民間の取組を支援する。	○	3D映像の安全基準に関する民間の取組を支援し、国際標準化を推進する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
124	プラットフォーム競争の促進(中期)	重要分野(例えば書籍)に関し、ユーザーの利便性確保の観点から、官民一体となって、排他的でないマルチプラットフォーム戦略を策定し、プラットフォーム間の競争を促す。	経済産業省	実証実験により、コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいて、コンテンツのマルチユースを可能とする契約モデルを開発し、その利用を促進。				民間有識者からなる委員会を開催し、マルチデバイスに対応可能な水平分業型モデルのコンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行い、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、Webページ上の公開により利用を促進した。	○	コンテンツのマルチユースを可能とする契約モデルの更なる利用促進を図る必要がある。
			総務省	コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術の共通化を引き続き検討。	左記の検討を基に、コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術の共通化に関する実証実験を実施。			一般社団法人IPTVフォーラム内にWGを設置し、様々な流通経路やプラットフォームにおけるコンテンツの利用・連携を可能とするブラウザの技術仕様を検討した。	○	コンテンツマルチユースを可能とする技術の共通化に向けて、更なる取組を進める必要がある。
125	プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期)	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。	経済産業省	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた実証実験を実施するとともに、在るべきビジネスモデルについての課題を整理。	左記の検討結果に基づき、必要な環境整備を実施。			民間有識者からなる委員会を開催し、マルチデバイスに対応可能な水平分業型モデルのコンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行った。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、コンテンツ配信プラットフォームの構築に向けて必要な環境整備に取り組む必要がある。
			総務省	現状のプラットフォームモデル構築に向けた環境整備に関する調査を基に、必要な環境整備を実施。				一般社団法人IPTVフォーラム内にWGを設置し、様々な流通経路やプラットフォームにおけるコンテンツの利用・連携を可能とするブラウザの技術仕様を検討した。	○	昨年度の検討を踏まえつつ、プラットフォームの構築に向けて必要な環境整備に取り組む必要がある。
126	アクセスコントロール回避規制の強化(短期)	製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。このため、法技術的観点から踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。	文部科学省	文化審議会における検討結果を踏まえ、法制化に向けた取組を実施。				文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、法改正化に向け関係部局と協議を行うなどの取組を進めた。	○	法改正に向けた準備を速やかに進める必要がある。
			経済産業省	第177回国会において成立した改正不正競争防止法の施行に向けた準備を実施。				改正不正競争防止法は、2011年12月1日に施行された。	○	改正不正競争防止法が、適切に実行される必要がある。
			財務省	第177回国会において成立した改正関税法の施行に向けた準備を実施。				改正関税法は、2011年12月1日に施行された。	○	改正関税法が、適切に実行される必要がある。
127	プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期)	プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改正の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、それらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。	総務省	プロバイダと権利者による協働体制の促進を図るため、ガイドラインの改定も含め、関係者によるコンセンサスを図り、技術的手段を用いた検出・削除や警告メールの転送や発信者情報開示の迅速化に関する自主的な対策を促進。				・プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置を図る仕組みの構築を支援した。 ・プロバイダ責任制限法の関係ガイドラインの改定に当たり、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会を支援した。	○	インターネット上の侵害コンテンツに対するプロバイダと権利者による自主的な取組を支援するとともに改定ガイドラインの周知を図る必要がある。
			総務省	プロバイダ責任制限法の検証結果を踏まえ、必要な取組を実施。				プロバイダ責任制限法の検証を図った上で、制度改正の必要性についての検討を受け、2011年9月にプロバイダ責任制限法の省令を改正した。	○	改正した省令の周知を図り、インターネット上の侵害コンテンツに対するプロバイダと権利者による自主的な取組を支援するとともに、これらの取組後のコンテンツ侵害の状況を注視するなど、継続的な取組を進める必要がある。
			総務省	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上)。	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良)。関係者の協働によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。				昨年度の実証実験結果を踏まえ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施した。	○

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
128	正規配信サービス展開の促進(中期)	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策としての観点も踏まえ、民間企業が消費者の利便性に即した正規サービスを展開することを促進する。	経済産業省	実証実験により、消費者の利便性に即した正規サービスの円滑化を図るモデルを開発し、その利用を促進。			民間有識者からなる委員会を開催し、マルチデバイスに対応可能な水平分業型モデルのコンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行い、電子出版物の契約円滑化モデルを開発し、Webページ上の公開により利用を促進した。	○	昨年度の検討を踏まえ、正規配信サービスの円滑化を図るモデルの更なる利用促進を図る必要がある。
			総務省	映像分野の権利処理一元化の促進のため、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。	2012年度には、左記結果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化推進のため、更に権利処理業務の電子許諾システムのための実証実験を実施。		映像分野の権利処理一元化の促進のため、支払関連業務の省力化に係る実証実験及び不明権利者探索の調査を実施した。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、映像分野の権利処理一元化に係る電子許諾システム確立に向けた更なる取組を進める必要がある。
129	著作権侵害防止技術の開発支援(短期)	民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。	経済産業省	自動検知システムの精度向上、検知範囲の拡大といった実効性向上に向けた実証事業を実施。			海賊版による被害が増加している出版(特にコミック)に関して、違法コンテンツの検知技術に関する調査、実証実験を実施した。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、違法コンテンツの検知技術を活用した削除要請を実施する必要がある。
			総務省	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上)。	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実用化に向けた改良。関係者の共同によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。		昨年度の実証実験結果を踏まえ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施した。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知・削除要請システムの実用化に向けた検討を実施する。
130	著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期)	官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。	文部科学省	一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催するとともに、著作権に関する学習ソフトをホームページを通して広く提供することで、多くの人々を対象として著作権保護に関する普及啓発を実施。			・一般国民、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を計17回開催し、計2,424人が受講した。 ・2010年度開発した中学生以上を対象とした著作権に関する普及啓発教材を文化庁ホームページに公開するとともに、各都道府県等教育委員会を通じ、中学・高等学校へ周知した。 ・権利者団体等との連携のもと、一般国民を対象とした各種講習会について、2012年度の開催準備を進めた。	○	講習会の開催を通じ、著作権法に関する普及啓発を実施する必要がある。
			経済産業省	模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施(インターネット上の著作権侵害コンテンツ問題を含む)。 権利者団体、関係府省と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。			関係府省で連携して、2011年12月から「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を開催し、特設ウェブサイトの設置・新聞広告・雑誌掲載・ポスター掲載といった取組みを行った。	○	効果的な手法によって、関係府省とも連携しつつ、模倣品海賊版キャンペーンを実施する必要がある。
			総務省	電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発を実施。 著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせに対応する相談窓口に対する支援。 権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者からなる連絡会において、関係者が一体となって、効果的な普及啓発・広報の在り方について検討、実施できるよう支援。 権利者団体、関係府省と連携し、定期的な集中的な普及啓発活動を実施。			著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせを受け付ける相談窓口(違法・有害情報相談センター)を設置することにより、該情報に対する削除の対応を促進した。また、周知・啓発活動として、事業者や学校関係者を対象とするセミナーを開催した。	○	関係者と連携して民間の自主的な取組を支援するとともに、普及啓発を促進する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
131	警察による取締り(短期)	警察による効果的な取締りを実施する。	警察庁	ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための広報を実施。			<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル共有ソフトを利用した著作権法違反事件について、2009年11月、全国47都道府県において一斉集中取締りを実施し、その結果とともに同種事犯防止のための普及啓発活動を官民連携して実施した。 ・2011年10月、不正商品対策協議会が作成した広報啓発ポスター「STOP! ネットでの知的財産権侵害」を警察施設に掲示し、知的財産権の保護と不正商品の排除を国民に訴えた。 ・2011年11月、不正商品対策協議会が主催の不正商品撲滅キャンペーン「ほんと? ホント! フェア」を後援するとともに、担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴えた。 ・警察白書や警察庁ホームページ「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて!!」に知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解促進を図った。 	○	関係団体との連携により、効果的な取締りを実施するとともに、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯抑止のための広報啓発の取組を実施する必要がある。
132	著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)	デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。	文部科学省	補償金制度については、コンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護のバランスについて、経済産業省と文部科学省による検討会において、関係者の合意形成に向けた検討を推進。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。利害関係者間で一定の合意が得られれば文化審議会著作権分科会での検討を開始し、結論が得られ次第必要な制度改正案をとりまとめ。このほかのデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会において順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから実施。			<ul style="list-style-type: none"> ・補償金制度については、経済産業省と文部科学省による検討会を設け、有識者からヒアリングを含め、関係者の合意形成に向けた取組を行った。また、近年のデジタル化・ネットワーク化の急速な進展に伴う著作物等の利用形態等の変質の影響を特に強く受けていると考えられる、私的使用のための複製に係る権利制限規定(著作権法第30条)について、関係者からのヒアリングを通じて、論点の整理を行った。 	△	補償金制度の在り方については、早急に結論を出す必要がある。その他、保護期間延長や二次創作の円滑化など、その他のデジタル化・ネットワーク化に対応した課題についても早急に検討を進め、順次結論を出す必要がある。
133	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	著作権分科会報告を踏まえ、権利制限の一般規定の導入のための措置を実施。また、今後必要な措置について、更に検討。			<ul style="list-style-type: none"> 2011年1月に開催された文化審議会著作権分科会においてとりまとめられた権利制限の一般規定の導入に関する報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組んだ。 	○	法制化に向けた取組を早急に進める必要がある。
134	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、2010年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件化に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	文化審議会著作権分科会における検討を進め、同分科会における検討結果を踏まえ、制度改正案のとりまとめといった必要な措置を実施。			<ul style="list-style-type: none"> 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会のもとに司法救済ワーキングチームを設置し、制度設計案等の検討を実施した。2012年1月に同ワーキングチームにおいて「『間接侵害』等に関する考え方の整理」を取りまとめ、同小委員会に報告した。 	○	司法救済ワーキングチームで示された整理を基に、早急に制度改正案の取りまとめを行う必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
4. クールジャパン戦略									
「知財計画2011」本文記載の施策									
135	映像を通じた発掘・創造	多様な地域・人々の魅力を含むクールジャパンを伝える映像コンテンツや3Dをはじめとする高い技術力・企画力を活かした映像コンテンツを製作し、グローバルに発信する。 (短期)	総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同制作において、3Dを始めとする高い技術力や多様な地域の魅力など日本の強みを活かした映像を製作することを支援し、海外放送局、インターネット、イベントを通じてグローバルに発信。			国際共同制作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同制作の機会を創出したことにより我が国の映像コンテンツのグローバルな発信を支援した。	○	前年度の成果を踏まえ、効果的な実施方法等を検討しつつ、国際共同制作を支援するとともに、海外発信を支援する必要がある。
			外務省	11言語によるクールジャパン6分野(ポップカルチャー、工芸工業デザイン、食文化、科学技術・産業、建築・構造物、総合編)の映像資料を、在外公館を通じて各国テレビに無償提供し、放映の働きかけを実施。	引き続き各国テレビ局への放映の働きかけを実施。		2010年度の補正予算で、11言語によるクールジャパン6分野(ポップカルチャー、工芸工業デザイン、食文化、科学技術・産業、建築・構造物の5分野とこれらの分野を含むイメージ統括編)を扱った映像「Japan-Sense of Wonder」を制作した。現地で開催される関連イベントにおける活用や現地放送局での放映の働きかけを実施した。外務省ホームページ(英語版)にも掲載した。	○	更に効果的な実施方法を検討しつつ、在外公館での活用や海外の放送機関でのテレビ放映を行うことにより、クールジャパンを広く紹介する必要がある。
			経済産業省	若手映像作家の企画を支援し、世界に発表する場を提供。			「ぴあフィルムフェスティバル(PFF)」の受賞者に対する短編映像製作の支援を行い、発掘した若手クリエイターやその作品に対し東京国際映画祭での上映機会を提供した。また、TIFFCOM2011(東京国際映画祭併設マーケット)において、国内外の事業展開を想定しているクリエイターやプロデューサーによる企画提案・商談の機会を提供した。	○	情報提供を通じ、若手映像クリエイターの発信の場を提供し、更にグローバルに展開する必要がある。
136		海外展開資金を供給するファンドを通じて、世界に通用する作品づくりを支援する。 (短期)	経済産業省	コンテンツファンドを早期に立ち上げ、運用を開始。	ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツに関する権利を核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進。		国内のコンテンツを海外に展開し、収益を獲得することを目的とする、「(株)All Nippon Entertainment Works」が、株式会社産業革新機構からの100%出資により、設立された。	△	成功事例の創出により、我が国発のコンテンツの海外展開を促進する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
137	映像を通じた発掘・創造	国際共同製作への支援を行うとともに、アジア諸国をはじめとする諸外国との国際共同製作協定を締結する。 (短期・中期)	経済産業省	国際共同製作支援の要件を文部科学省と協力し、整備。関係府省と協力し、協定締結に向けて検討を推進。産業界におけるニーズ検討の過程で必要となる事項についての情報収集を実施。	検討結果を踏まえ、関係府省と連携して順次交渉し、国際共同製作に必要な枠組みを実現。		・2011年度に、公益財団法人ユニジャパンと連携し、文化芸術振興費補助金(国際共同製作)の申請時の要件となっている国際共同認定について、13件を認定した。 ・国際共同製作協定について、産業界におけるニーズ検討の結果を踏まえ協定に伴う課題、論点整理のための協議を関係府省と実施した。	○	国際共同製作を支援するとともに、協定の締結に向けた検討を進め結論を得る必要がある。
			外務省	諸外国の国際共同製作に係る制度について情報収集を行いつつ、関係府省と協力して必要な枠組みにつき検討。			・諸外国の国際共同製作協定の締結状況・内容や活用状況に関して調査を行った。 ・国際共同製作協定の内容とWTOをはじめとした国際約束との関係について検討を行った。	○	協定の要否について検討を進め、その上で協定が必要とされる場合には、その協定の対象や内容について検討を進め、結論を得る必要がある。
			総務省	地方の放送局や番組制作会社が制作した地域の観光資源や産品を紹介するコンテンツ(地域コンテンツ)について海外の放送局との共同製作を支援。また、関係府省と協力し、関係業界からのニーズをはじめとした情報収集を図りつつ、放送番組も含めた国際共同製作協定について検討を実施。			海外の放送局との映像コンテンツの共同製作の機会の創出により、地域コンテンツの海外展開を支援した。また、民間のニーズを踏まえつつ、放送番組も含めた国際共同製作協定について関係府省と連携して検討を実施した。	○	地域コンテンツの海外展開を支援するとともに、産業界のニーズ把握を含め協定の締結に向けた検討を進め結論を得る必要がある。
			文部科学省	映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。			・2011年度から国際共同製作映画の支援を開始し、支援対象(5件)を決定した。 ・平成24年度政府予算案においても、国際共同製作映画への支援に必要な予算を計上した。	○	2011年度の支援結果を検証するとともに、国際共同製作支援の更なる拡充について検討する必要がある。
			国土交通省	観光に資する映像制作を支援。			テレビ局など海外の映像制作関係者を招請することにより、日本の観光情報発信につながる映像制作の支援を実施し、訪日外国人の誘致を推進した。	○	前年度成果を踏まえ、観光情報発信にかかる効果的な映像作成支援方法を更に検討しつつ、訪日外国人の誘致を推進する必要がある。
138		「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」、「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」、日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」、「アニメ・フェスティバル」)といったアジア域内の交流の場を通じ、国際共同製作や外国の規制緩和の促進も含め、我が国コンテンツ流通の促進を図る。 (短期)	経済産業省	市場統計の整備に向けた調査、国際共同製作及び規制緩和の促進に向けた対話の推進により、アジア域内のコンテンツ流通を促進。		・「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」、日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」、「アニメ・フェスティバル」)、日中プロデューサー交流事業を実施し、国際共同製作の推進や外国の規制緩和に向けた働きかけも行い、我が国コンテンツ流通の促進を図った。 ・2011年12月のATP(社団法人全日本テレビ番組製作社連盟)による「東京TVフォーラム」を支援し、日本のテレビ番組の海外発信を促進した。	○	アジア域内の交流の場を支援するとともに、規制の緩和・撤廃の実現に向けて環境醸成をいく必要がある。	
			総務省	日中映像交流事業を通じて、日中の民間事業者間の交流の促進を図り、我が国コンテンツ流通を促進。			・日中映像交流事業において、NHKとCCTV(中国中央電視台)との間の番組交流を支援した。 ・2011年12月のATP(社団法人全日本テレビ番組製作社連盟)による「東京TVフォーラム」を支援し、日本のテレビ番組の海外発信を促進した。	○	アジア域内の交流の場を支援するとともに、規制の緩和・撤廃の実現に向けて環境醸成をいく必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
139	対象国のニーズに即した展開戦略の策定	コンテンツ、ファッション、食、すまい、観光、地域産品を効果的に組み合わせ、各国のニーズに基づくグローバルな展開戦略を策定し、推進する。 (短期)	経済産業省	クールジャパン官民有識者会議において、クールジャパンに関する各国別戦略を策定し、官民一体となって戦略的に推進。			クールジャパン官民有識者会議を設置し、提言をとりまとめた。	クールジャパン官民有識者会議を再開し、引き続き、官民一体となって戦略的に推進していく。	○	政策課題を整理し、海外展開をはじめ、クールジャパン戦略を推進する必要がある。
			総務省	地方の放送局や番組制作会社が制作した地域の観光資源や産品を紹介するコンテンツ(地域コンテンツ)について海外の放送局との共同製作を支援するとともに、策定された戦略に基づき海外展開を実施。			海外の放送局との共同製作の機会の創出により、地域コンテンツの海外展開を支援した。	昨年の事業成果を踏まえ、より効果的に地域コンテンツの国際共同製作による海外展開の実施を支援する。	○	昨年の事業成果を踏まえ、より効果的な地域コンテンツの国際共同製作による海外展開の実施を支援する。
			外務省	策定された戦略を踏まえ、ターゲット国・地域に各分野の専門家を派遣し、セミナー開催をはじめとしたクールジャパン発信事業を実施。			2011年度新規案件として、重点国・地域にクールジャパン各分野の専門家を派遣し、主に現地の業界関係者を対象に講演会をはじめとするクールジャパン発信事業を実施した。サンフランシスコに和装ファッションブランドのデザイナー兼プロデューサーを派遣し、ファッションショー、講演会、展示・交流会等を実施した他、シンガポール(マンガ・アニメ分野)、モスクワ(音楽分野)、北京(アニメ・声優分野)、ロンドン(ファッション・デザイン分野)、LA(日本食分野)で案件を実施した。	クールジャパン発信事業を継続実施する。	○	クールジャパン発信事業を継続実施し、海外に対する効果的なクールジャパンの発信を行う必要がある。
			文部科学省	策定された戦略に基づき、日本文化を紹介するコンテンツを提供。			・2011年6月に中国(北京・上海)で開催された日中映像交流事業における日本の映画、アニメの上映を実施した。 ・2012年3月にフランス(パリ)で開催されるサロン・ド・リーブルにおいて、日本の現代文学やマンガなど、日本文化の紹介を行った。	諸外国の首脳や政府との間で設定される周年事業等に関連して実施される各事業等の機会を通じて、日本文化を紹介するコンテンツを提供する。	○	各種イベントを通じたクールジャパン発信事業を通じて、海外に対する効果的な日本文化の情報発信を継続して行う必要がある。
			農林水産省	策定された戦略に基づき、アジア地域での投資や事業拡大に関する食品関連企業間の情報交換の場を設置。この場を通じて、具体的な企業間の連携する取組を支援。			食品関連企業の情報交換会を9回実施した。	食品関連企業の情報交換会/見本市を実施する。	○	食品関連企業の情報連絡会/見本市を実施し、企業間の連携する取組を支援する必要がある。
			国土交通省	策定された戦略に基づき、観光プロモーションと連携。			観光プロモーション対象国において、現地のニーズに即したコンテンツを組み合わせた観光PR施策を実施し、訪日外国人の誘致を推進した。	対象国のニーズに即したコンテンツを活用した観光プロモーション施策を実施し、訪日外国人の誘致を推進する。	○	前年度成果を踏まえ、より効果的な観光プロモーションを検討しつつ訪日外国人の誘致を推進する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
140	クールジャパン発信の仕組みの構築	クールジャパンに関するコミュニケーション戦略を担う「クリエイティブ・ディレクター」を設置するとともに、海外においてクールジャパンを発信する人材（「アンバサダー」）をネットワーク化し、戦略的な情報発信を行う。（短期）	経済産業省	クリエイティブ・ディレクター及びアンバサダーを選定し、戦略的な発信を実施。			クリエイティブ・ディレクター及びコントリビューターを選定するとともに、クール・ジャパンのポータルサイトを設置して、戦略的な情報発信を実施した。	○	コントリビューターやクール・ジャパンのポータルサイトを通じて、海外に対する効果的な情報発信を継続して行う必要がある。	
			経済産業省	コ・フェスタの開催を通じ、国内での各見本市に関し、海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を推進。			2011年9月より「コ・フェスタ（JAPAN国際コンテンツフェスティバル）2011」を実施し、32の関連イベントを開催し海外に向けて情報を発信した。	○	前年度成果を踏まえ、事業の効果的な実施を検討しつつ、コ・フェスタを通じた海外に対する効果的な情報発信を行う必要がある。	
			文部科学省	メディア芸術祭について一層の充実を図るとともに、国際的認知を高めるための関連イベントや海外フェスティバルとの連携強化を推進。			・文化庁メディア芸術祭地方展（京都展（10月）、宮崎展（12月））、海外展（ドルトムント展（9月））を開催したほか、国内外のメディア芸術関連フェスティバルなどにおける情報発信を行った。また、メディア芸術プラザで情報発信を行った。 ・2月に東京において文化庁メディア芸術祭を開催した。	○	メディア芸術祭といった展示会やフェスティバルなどにおける情報発信に取り組む。	
			内閣官房	コ・フェスタ、メディア芸術祭、各種見本市をはじめとした国内でのイベントに関し、海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を進めるとともに、海外からの出展の増加を図る。（短期）	関係府省の取組について、政府広報により支援。			海外向け電子雑誌「Highlighting JAPAN」において、関連府省が行うクールジャパン関連の国内イベントの紹介を行った。	○	関係府省の取組について、政府広報により支援を継続的に実施しつつ、効果的な支援方法を検討する必要がある。
			総務省	コ・フェスタの主要イベントである「国際ドラマフェスティバル」を支援することにより海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を実施。				2011年10月「国際ドラマフェスティバル（第5回）」を共催し、海外のイベントとの連携や海外のコンテンツ見本市への出展を実施するといったコンテンツの海外展開拡大に向けた取組を支援した。	○	コンテンツの海外展開拡大に向けた取組を継続的に支援する必要がある。
			外務省	在外公館を通じて広報面で支援。				関係府省からの要望に応じ、在外公館を通じて広報面で支援した。（例：シンガポール大使館のジャパン・クリエイティブ・センターにおいてメディア芸術祭受賞作の展示・上映を実施した。）	○	必要に応じクールジャパン支援現地タスクフォースで情報共有を行いつつ広報支援を実施する必要がある。
			国土交通省	国内イベントの開催に関し、海外への情報発信を実施。				国内で開催されたコンテンツや食関連の各種イベントについて、訪日促進キャンペーンサイトや、デジタルジャパン事業で展開するSNSで発信するなど、訪日外国人の誘致を推進した。	○	観光プロモーションを実施し、訪日外国人の誘致を推進する必要がある。

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題		
142	クールジャパン発信の仕組みの構築	ロンドンオリンピックや周年事業(例、「日米桜寄贈100周年事業」)に代表される国際的イベントを活用し、府省横断的にクールジャパンを発信する仕組みを確立する。また、地方自治体とも連携して地域に根ざしたクールジャパンを発信する仕組みを確立する。(短期)	外務省	周年事業といった各種イベントの機会に、関係府省と連携し、クールジャパン発信事業を実施。また、各種イベントにおいて地方公共団体との連携を強化。				各種イベントの機会を活用しながら、以下のような事業を実施することで、クールジャパン発信に寄与する事業における関係府省や地方自治体との連携を強化した。 ・地方自治体との共催で、日本の大使館や総領事館といった在外公館施設を活用した地方の物産、観光といったプロモーション活動を実施した。 ・フランスのJAPAN EXPOでは、当省・国際交流基金、経産省、農水省、観光庁の4省庁が連携して、日本文化の魅力発信や風評被害対策の取組を実施した。 ・日米桜寄贈100周年事業では、内閣官房知財事務局の「クールジャパンを活用した日本ブランド復興キャンペーン」における海外イベント事業とも連携した。ワシントンDCにおける桜祭りオープニング式典(2012年3月25日)など、米国における桜祭りの時期にクールジャパン事業を実施した。	来年度も、在外公館と地方自治体との共催による地方の物産、観光等のプロモーション事業の推進、関係省庁と連携したJAPAN EXPOへの参加を検討しており、その他の国際的イベントの機会も活用しつつ、関係府省や地方自治体と連携したクールジャパン発信に寄与する事業に積極的に取り組む。	○	クールジャパン発信に寄与する事業を実施し、関係府省と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。	
			内閣官房	関係府省の取組について、政府広報により支援。				海外向け電子雑誌「Highlighting JAPAN」において、関係府省庁が行うクールジャパン関連の国際的イベントの紹介を行った。	クールジャパン施策を支援する広報施策を引き続き検討し実施する。	○	関係府省の取組について、政府広報による支援を検討し、実施する必要がある。	
			総務省	各種周年事業において、地方の放送局や番組制作会社が制作した地域の観光資源や産品を紹介するコンテンツ(地域コンテンツ)を提供。					各種周年事業に対し、活用可能な地域コンテンツの情報を提供した。	各種周年事業に対し、活用可能な地域コンテンツの情報を提供し、府省横断的なクールジャパン発信のための連携を図る。	○	地域コンテンツの情報を提供し、関係府省と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。
			文部科学省	日本オリンピック委員会と連携し、情報発信の強化方針を検討。	オリンピック開催期間中、日本選手団の活動拠点(ジャパンハウス)において、日本を紹介。				日本オリンピック委員会と連携し、情報発信の強化方針を検討した。日本オリンピック委員会は、2011年11月8日、ロンドンオリンピックにおける対外的な活動拠点となる「ジャパンハウス」の概要を公表した。	オリンピック開催期間中、ジャパンハウスにおいて、日本を紹介する。	○	関係機関と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。
			農林水産省	各種事業において日本食・食品を紹介。					日本オリンピック委員会と連携し、情報発信の強化方針を検討した。ダボス会議のジャパンナイトにおいて、農林水産省料理マスターズ受賞者が、日本の「食」を提供した。	ロンドンオリンピック等の大規模イベントにおいてレセプション等に被災地の産品を提供して、日本食・食文化の発信を実施する。	○	関係機関と連携した効果的な情報発信を行う必要がある。
			経済産業省	各種事業において、地方産品やコンテンツを出展。					クール・ジャパン戦略推進事業にて、地域産品やコンテンツを出展し、クールジャパンを発信する仕組み作りを行った。	クール・ジャパン戦略推進事業にて、クールジャパンを発信する仕組み作りを行う。	○	クールジャパン戦略推進事業を実施し、効果的な情報発信を行う必要がある。
			国土交通省	各種事業において、観光プロモーションと連携。					日米桜寄贈100周年では、現地での日本関連イベントに農水省と共にスポンサー参画し、桜の装飾やブース出展・アトラクションを2012年3月に実施した。訪日動機No.1コンテンツである食と観光のコラボレーションで、風評被害を払拭し訪日への興味喚起・検討へ繋げた。	開催予定の国際的イベントを活用し、観光プロモーションと連携した情報発信を実施し、訪日外国人の誘致を推進する。	○	観光プロモーションを実施し、訪日外国人の誘致を推進する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
143	東日本大震災を踏まえた情報発信	多言語ポータルサイトを通じた適切な情報発信、国内外のクールジャパンに関するイベント、復興キャンペーン、海外との人的交流を通じ、海外に対し、震災からの復興に関する情報発信を行う。 (短期)	内閣官房	多言語ポータルサイトやロゴ作成も含めた復興キャンペーンに関し、予算を確保して実施。			クールジャパン及び震災復興への支援に対する謝意を発信する日本ブランド復興キャンペーンとして海外で10事業を実施するとともに、多言語ポータルサイトを立ち上げ、日本ブランド復興キャンペーンについて情報発信し、更に、海外メディアを活用してクールジャパン及び震災復興のメッセージを発信し、日本ブランドの信頼性回復を促進した。また、クールジャパンを統一的に発信するため、ロゴ・メッセージを公表した。	ロゴメッセージを通じたクールジャパンの情報発信を継続的に実施する。	○	ロゴメッセージを通じたクールジャパンの情報発信を継続的に実施し、ロゴ・メッセージの普及を図る必要がある。
			総務省				テレビ国際放送や国際共同製作などを通じて、日本と海外双方バランスの取れた視点を踏まえた正確な情報を海外に向けて発信した。	テレビ国際放送などを通じて情報発信を積極的に実施する。	○	必要に応じて、復興に関する正確な情報発信を行う必要がある。
			外務省				ジャナドリヤ祭やJapan Expoといった海外イベントにおける情報発信や、「なでしこジャパン」からの海外への感謝・復興ビデオ・メッセージ(外務省作成)のサマーダボス会議のサイドイベント「ジャパンナイト」での上映など、様々な機会を捉えて復興に関する情報発信を実施した。	海外イベントなどの機会を捉え、情報発信を積極的に実施する。	○	復興に関する正確な情報発信を行う必要がある。
			文部科学省	国内外のクールジャパンに関連するイベントや海外との人的交流といった様々な機会を通じて復興に関する情報発信を実施。			・2011年12月に開催した「東アジア共生会議2011」(東アジア文化芸術会議)において、震災に係るテーマを設定したセッションを実施し、復興に関する情報発信を実施した。 ・2012年2月に開催する「世界文明フォーラム2012」において、震災に関連したテーマを設定したセッションを実施し、復興に関する情報発信を実施した。 ・2011年度において、我が国の文化人・芸術家等を諸外国に派遣し日本文化の紹介を行う「文化交流使」の活動を通して震災復興の情報発信を実施した。	2012年度に実施予定の「東アジア共生会議」を被災地で開催することを計画するなど、様々な機会を捉えて復興に関する情報発信を行うことを積極的に実施する。	○	東アジア共生会議などを通じた復興に関する正確な情報発信を行う必要がある。
			経済産業省				クール・ジャパン戦略推進事業において、国内外に東北の復興をアピールする情報発信を実施した。	クール・ジャパン戦略推進事業にて、国内外に情報発信を促進する。	○	事業を実施し、復興に関する正確な情報発信を行う必要がある。
			国土交通省				韓国・フランスといった海外でのクールジャパン関連イベントにおいて、正確な情報発信を実施し、訪日外国客の回復を促進した。	海外イベントなどの機会を超え、情報発信を積極的に実施する。	○	復興に関する正確な情報発信を行う必要がある。
144		国内において、クールジャパンによる創造的復興に向けた意識を醸成するための情報発信を行う。 (短期)	内閣官房	復興キャンペーンの実施を通じ、クールジャパンを核とした創造的復興に関する国内意識を醸成。			クールジャパン及び震災復興への支援に対する謝意を発信する日本ブランド復興キャンペーンとして国内で3事業を実施し、日本ブランドの信頼性回復を促進した。	クールジャパンに関する情報の効果的な発信方法を検討し、実施する。	○	クールジャパンに関する情報の効果的な発信方法を継続的に検討し、実施する必要がある。
145	イメージ戦略の推進	イメージ戦略の一環として、クールジャパンに関するポータルサイトによる多言語発信の強化や、ロゴマークの作成を含む統一したイメージによる発信を行う。 (短期)	内閣官房	多言語ポータルサイトやロゴマークの予算を確保して作成するとともに、メンテナンス体制も確立の上、様々なイベントでの露出を高めながら、海外への普及を推進。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		クールジャパン及び震災復興への支援に対する謝意を発信する日本ブランド復興キャンペーンとして海外で10事業を実施するとともに、多言語ポータルサイトを立ち上げ、日本ブランド復興キャンペーンについて情報発信し、さらに、海外メディアを活用してクールジャパン及び震災復興のメッセージを発信し、日本ブランドの信頼性回復を促進した。また、クールジャパンを統一的に発信するため、ロゴ・メッセージを公表した。	ロゴメッセージを通じたクールジャパンの効果的な情報発信方法を検討し、実施する。	○	ロゴ・メッセージの普及とともに継続的にクールジャパンの情報発信強化を行う必要がある。
146	イメージ戦略の推進	世界的な有識者により、文明に関する意見交換を行う国際会議を日本において開催し、世界に向けて新たな価値を発信する。 (短期)	文部科学省	世界文明フォーラムを、日本において開催。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		2012年2月に、世界文明フォーラム2012を開催した。	2012年2月に開催した、世界文明フォーラム2012の開催結果を踏まえ、今後の方向性について、検討を行う。	○	事業の結果を受け、効果的な情報発信を行うための検討を行う必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	長期	進捗状況		評価	今後の課題
147	映像や放送の展開	放送番組を含む映像コンテンツの海外展開を促進するため、官民が連携するコンソーシアムを設置するとともに、現地語対応を含め、民間による海外発信のための取組を支援する。また、権利処理を円滑化するため、ガイドラインの策定を含む検討の場を設置し、必要な措置を講ずる。(短期)	総務省	放送番組を含む映像コンテンツの海外展開を促進するため、官民が連携するコンソーシアムを設置。権利処理円滑化を促進する関係者による情報共有の場を設置するとともに、海外番組販売に必要な権利処理の内容を検討。	コンソーシアムを通じたコンテンツの海外展開を促進。左記検討を基に、権利処理の円滑化を図りコンテンツの海外展開を促進。			・「コンテンツ海外展開協議会」を設置し、我が国コンテンツの海外展開促進に向けた諸課題について検討を開始した。 ・権利処理円滑化を促進する関係者による「海外番組に係る権利処理円滑化WG」を開催し、海外番組販売に必要な権利処理に関するガイドラインを策定した。	策定したガイドラインの活用を促進するとともに、左記協議会を通じて我が国コンテンツの海外展開促進に向けた諸課題を検討し、コンテンツの海外展開を促進する。	○	策定したガイドラインの活用を促し、コンテンツの権利処理の円滑化を図ることでコンテンツの海外展開を促進する必要がある。
			文部科学省	日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作に対する支援を実施するとともに、日本の放送番組を含む映像作品の更なる海外展開支援について検討し、検討結果に基づき、必要な施策を実施。			・年に3回(前期・中期・後期)行う、日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作等に対する支援を実施(前期・中期)した。	2012年度においても、日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作等に対する支援を実施する。	○	外国語字幕作成に対する支援を実施し、映像作品の海外展開を支援する必要がある。	
			外務省	文化交流事業の一環として、現地TV局の希望に応じて日本のTV番組を提供する(2012年度以降も継続)。			・21か国の26テレビ局に対し、日本を舞台にしたドラマ・アニメや日本事情を扱ったドキュメンタリー、日本の教育番組を提供した。	2011年度実績と同程度の規模の事業を実施する。対象国・局や提供番組については、現地TV局からの要望を審査する。	○	文化交流事業を実施し、現地TV局に日本のTV番組を提供する必要がある。	
148		クールジャパンの対外情報発信の強化を図るため、各国・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて国際放送の普及に向けた取組を支援する。(短期)	総務省	各国・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて簡易な方法で受信できる目標世帯数を1億3800万世帯と設定し、普及に向けた取組を支援。	平成25年度における各国・地域の衛星放送やケーブルテレビなどを通じて簡易な方法で受信できる目標世帯数を1.5億世帯と設定し、普及に向けた取組を支援。			各国・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて簡易な方法で受信できる目標世帯数を1億3800万世帯と設定し、2011年12月末時点で、約1億4612万世帯となり、目標を達成するとともに、普及に向けた取組を支援した。	2013年度における各国・地域の衛星放送やケーブルテレビなどを通じて簡易な方法で受信できる目標世帯数を1.5億世帯と設定し、引き続き普及に向けた取組を支援する。	○	各国・地域の衛星放送やケーブルテレビを通じて国際放送の普及に向けた取組を継続的に支援する必要がある。
149	国際線での情報提供	我が国発着の国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を進める。(短期)	内閣官房	政府広報コンテンツを国際航空路線で放映。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			映像の提供について検討を行った。	映像の提供について検討を行う。	△	映像提供の取組について、検討を進める必要がある。
			総務省	コンテンツ製作者による国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を支援。				コンテンツ製作者による国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を支援した。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施する。	○	コンテンツ製作者による国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を支援する必要がある。
			外務省	権利処理上の問題を解決した上で、クールジャパンに関する映像を提供。				映像提供について検討を行った。	映像の提供について検討を行う。	△	映像提供の取組を進める必要がある。
			文部科学省	日本文化を紹介するコンテンツを提供。				内閣官房の行う政府広報について、日本文化を紹介するコンテンツの提供について検討を行った。	内閣官房の行う政府広報に提供できる日本文化を紹介するコンテンツについて検討を行う。	△	検討結果に基づき、日本文化を紹介するコンテンツを提供する必要がある。
			農林水産省	日本食・食材を紹介するコンテンツを提供。				我が国発着の国際航空路線において日本食・食材に関する映像を放映した。	我が国発着の国際航空路線において日本食・食材に関する映像を放映する。	○	日本食・食材を紹介するコンテンツを提供する必要がある。
			経済産業省	日本の映像コンテンツを提供。				我が国発着の国際航空路線事業者により、日本の生活雑貨、インテリア、テキスタイルの映像コンテンツ等を提供した。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施する。	○	各省と連携して、日本の映像コンテンツを提供する必要がある。
			国土交通省	観光コンテンツを提供。				観光立国ナビゲーターによるメッセージフィルムを日本乗り入れの航空会社の国際線機内にて上映し、訪日の安全・安心を訴求し、外客誘致の回復を促進した。	必要に応じて観光コンテンツを提供する。	○	観光コンテンツを提供する必要がある。
150	コンテンツを活用したクールジャパンの発信強化	影響力が大きい映画・ドラマ・ゲームを活用し、作品中にファッションや食といったクールジャパンを登場させるよう民間の取組を促す。(短期)	経済産業省	モデル事業を実施するとともに、関係者の交流の場を設け、民間の取組を促進。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			クール・ジャパン海外展開推進事業において、インドにおける日本のアニメの配布を梃子とした食及び日用品の販売促進をモデル事業として実施した。	クール・ジャパン海外展開推進事業においてモデル事業を実施するとともに、民間の取組を促進する。	○	クールジャパン海外展開推進事業を実施するとともに、民間の取組を促進していく必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
151	東日本大震災を踏まえた日本のブランドイメージの回復	日本の食に関するイメージの回復を図るため、正確な情報発信を図るとともに、国内の検査体制の強化、輸出に必要な証明書発行体制の構築をはじめとした体制整備を行う。 (短期)	農林水産省	農林水産物・食品は国内措置により基準値を下回ったものしか流通していないことを含め、正確な情報提供を実施。放射性物質の検査を行うために必要な検査機器や検査体制を整備・充実。産地証明書又は放射性物質の検査証明書の発行に関し、利用者の利便性に配慮した枠組みを構築。放射性物質の検査を受ける際に輸出業者が負担する検査費用を軽減。			左記のほか、春節前に集中的に6ヶ国・地域(香港・台湾・タイ・シンガポール・中国・韓国)を中心に海外メディアとのタイアップによる番組放映、記事・広告掲載などを実施した。	○	食の安全に対する体制整備及び正確な情報発信を行う必要がある。
152		日本への観光の回復を図るため、正確な情報発信や観光イベントへの支援強化を行う。 (短期)	国土交通省	海外における訪日旅行に対する受け止め方に関する分析を実施。その結果を基に正確な情報発信を実施。震災の影響で観光客が減少している地域で開催される観光イベントの支援や国内外に向けた広報を実施。			海外での緊急調査事業を通じて、訪日旅行に対する受け止め方を分析した。その結果を基に正確な情報発信を実施するとともに、引き続き震災の影響により観光客が減少している地域で開催される観光イベントの支援や国内外に向けた広報を実施し、訪日外客の回復を推進した。	○	正確な情報発信を行うとともに、観光イベントを支援し、訪日外国人の回復を推進する必要がある。
153		風評被害による物流の停滞を防ぎ、貿易の円滑化を図るため、日本の製品に関し、正確な情報発信を図るとともに、国が指定した検査機関が行う輸出品に対する放射線量検査の検査料を補助する。 (短期)	経済産業省	海外における日本製品の安全性に関して適切な情報発信を実施。国が指定した検査機関が行う輸出品に対する放射線量検査の検査料の補助を実施。			2011年度一次補正予算事業において13、三次補正予算事業において14の検査機関を指定し、輸出事業者の受ける放射線量検査の検査料の補助を行い、1万6000件以上(2012年1月末時点)の検査を実施した。	○	必要に応じて日本製品の安全性に関して適切な情報発信を実施する必要がある。
154		適切な情報発信を行い、不適切な報道への対応を在外公館を通じて行うとともに、過剰規制とならないよう外交ルートを通じ海外当局に働きかけを行う。 (短期)	外務省	不適切な報道への対応を在外公館を通じて行うとともに、過剰規制とならないよう外交ルートを通じ海外当局に働きかけを実施。海外に向けて日本の安全性に関して放射線量のモニタリング結果の公表も含めて適切な情報発信を行うとともに、海外メディア、著名人、海外の輸入業者や旅行業者の招へい、国内事業者の派遣を通じ、日本の食・製品・観光の安全性を説明。			外国メディアによる事実誤認に基づく報道に対し、反論投稿、申し入れを行うと共に、国内関係府省庁及び関係機関との情報共有・連携を図りながら、行き過ぎた措置をとる国に対する働きかけを実施した。特に、輸入規制に関しては、在外公館を通じて働きかけと共に、二国間会談や国際会議といった機会において政治レベルでの申し入れも実施しており、規制対象となる地域や品目の減少など一定の成果が出ている。また、在京の各国外交団、外国プレス、外資系企業への説明・ブリーフィング、海外主要都市における産業界向け説明会、在外公館による復旧・復興状況の発信といった積極的な情報発信を実施した。	○	必要に応じて不適切な報道への対応及び関係府省庁・機関と連携した規制の緩和・撤廃に向けた取組を実施する必要がある。
			農林水産省	諸外国に対する輸入規制撤廃・緩和に向けた働きかけや海外メディア等への説明を実施した。			諸外国に対する輸入規制撤廃・緩和に向けた働きかけや海外メディア等への説明を実施した。	○	規制の緩和・撤廃に向けた取組を実施する必要がある。
			経済産業省	・クール・ジャパン海外展開推進事業の一貫として、シンガポールにおいて、日本食の安全と魅力を発信する事業を実施した。 ・「CREATIVE TOKYO」フォーラムを開催し、海外からクリエイターを招聘した。クール・ジャパン及び日本の復興の姿への正しい理解を深めるため、海外メディアを通じた情報発信を実施した。			クール・ジャパン海外展開推進事業を活用しつつ、日本の食や製品の安全性及び魅力を発信していく。また、「CREATIVE TOKYO」フォーラムを開催し、海外メディアを通じた正しい情報発信を実施する。	○	事業を実施するとともに、海外メディアを通じた正確な情報発信を実施する必要がある。
			国土交通省	在外公館と連携し、正確な情報発信を実施した。また、過剰規制とならないよう外交ルートを通じ海外当局に働きかけを実施するとともに、放射線量のモニタリング結果をHP上で公表した。さらに海外メディア、著名人、旅行業者を招へいし、日本の安全性を確認してもらい、訪日外客の回復への取組を推進した。			必要に応じて海外当局に働きかけを実施するとともに、正確な情報発信を行う。	○	海外当局に働きかけを実施するとともに、正確な情報発信を行う必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	長期	進捗状況		評価	今後の課題
155	「クールジャパン大賞(仮称)」による顕彰	クールジャパンの取組のうち、特に優れたものやクールジャパン推進に顕著な功績を残した人物・団体を顕彰することを通じて、クールジャパンの人気の拡大を図る。(短期)	経済産業省	クールジャパン大賞を創設し、表彰を実施するとともに、受賞したものやクリエイターについて戦略的な海外展開を支援。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			・クールジャパン大賞を創設し、2012年3月に表彰を実施する。 ・クールジャパンデイリー内にマザーを設置した。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施する。	○	クールジャパンの顕彰を行うとともに、受賞したものやクリエイターについて海外展開を支援する必要がある。
			総務省	受賞した作品映像やクリエイターをイベントで紹介。				顕彰が行われた後、受賞した作品・クリエイターについて、海外に向けた情報発信を実施する。	「クールジャパン大賞(仮称)」が実施された際に、受賞した作品映像やクリエイターをイベントで紹介する。	△	受賞した作品映像やクリエイターについて情報発信を行う必要がある。
			文部科学省	受賞した作品やクリエイターを文化イベントで紹介。				顕彰が行われた後、受賞した作品・クリエイターについて、海外に向けた情報発信を実施する。	クールジャパン大賞の創設を受けて、その受賞作品やクリエイター等を文化イベントで紹介することを検討する。	△	受賞した作品やクリエイターについて情報発信を行う必要がある。
			農林水産省	受賞した食材の輸出を促進。				顕彰が行われた後、受賞した食材の特性を踏まえ、適切な機会を捉えて実施する。	顕彰が行われた後、受賞した食材の特性を踏まえ、適切な機会を捉えて実施する。	△	受賞した食材について情報発信および輸出促進を行う必要がある。
			国土交通省	受賞した作品・製品について、海外に向けた情報発信を実施。				顕彰が行われた後、受賞した作品・製品について、海外に向けた情報発信を実施する。	顕彰が行われた後、受賞した作品・製品について、海外に向けた情報発信を実施する。	△	受賞した作品や製品について情報発信を行う必要がある。
			外務省	受賞した作品及び製品のPRを実施。				顕彰が行われた後、受賞した作品・製品について、海外に向けた情報発信を実施する。	顕彰が行われた後、受賞した作品・製品について、海外に向けた情報発信を実施する。	△	受賞した作品や製品について情報発信を行う必要がある。
156	クールジャパンのリピーターの拡大	日本のファンとなる観光客やビジネス客の増加を図るため、国際見本市とも連動させながら、クールジャパンをテーマとした訪日旅行ルートの開発を推進する。(短期)	国土交通省	海外から旅行業界関係者を招へいし、クールジャパンをテーマとしてスポットを紹介し、訪日旅行ルートのメニューを造成。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			海外から旅行業界関係者招へい時に、食やファッションのスポットを紹介し訪日旅行ルート造成を働きかけ、訪日外客の誘致を推進した。	海外から旅行業界関係者招へいし、クールジャパン関連スポットを紹介することにより、訪日旅行ルート造成を働きかけ、訪日外客の誘致を推進する。	○	事業を実施し、訪日旅行ルートの開発を行う必要がある。
			文部科学省	国土交通省に協力し、観光ルートの候補として日本の文化遺産の観光スポットを紹介。				地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施した。	地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施する。	○	文化遺産を活用した地域の取組を支援する必要がある。
			経済産業省	国土交通省に協力して、観光ルートの候補として日本のコンテンツや製品や国際見本市の観光スポットを紹介。				国土交通省と連携して、海外の富裕層を顧客とする有力海外バイヤーの招聘や、日本における旅行商談会の開催に協力した。	国土交通省に協力して訪日旅行ルートの開発を行う。	○	国土交通省に協力して訪日旅行ルートの開発を行う必要がある。
			農林水産省	国土交通省と連携して、訪日外国人によるグリーン・ツーリズム、教育旅行を対象とした旅行商品の開発支援。				国土交通省と連携し、VISIT JAPAN Travel Mart2011において訪日外国人を対象としたグリーン・ツーリズム、教育旅行商品を紹介し、旅行商品の開発を支援した。	国土交通省と連携し、VISIT JAPAN Travel Martなどにおいて訪日外国人を対象としたグリーン・ツーリズム、教育旅行商品を紹介し、旅行商品の開発を支援する。	○	国土交通省と連携して旅行商品の開発を支援する必要がある。
157		地域の活性化や観光客の増加を図るため、史跡の復元・公開や地域の伝統芸能といった日本各地の特色ある文化遺産を活かした取組を支援する。(短期)	文部科学省	地方公共団体が計画する地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施。				地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施した。	地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施する。	○	文化遺産を活用した地域の取組を支援する必要がある。
			国土交通省	文部科学省と連携し、文化遺産を活用した地域の観光振興の取組を支援。				地域の伝統芸能といった、日本各地の特色ある文化遺産を活かした取組を支援した。	地域の伝統芸能といった、日本各地の特色ある文化遺産を活かした取組を支援する。	○	文部科学省と連携し、文化遺産を活用した地域の取組を支援する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
158	国際見本市の活性化と情報発信	国際見本市は、グローバルに情報発信する優れた場であるとともに、経済活性化につながるビジネス客を引き寄せる有効なツールである。このため、各地の観光資源との相乗効果を高めながら、我が国で開催される国際見本市の活性化を支援する。(短期・中期)	経済産業省	国際見本市の誘致に関し、支援の在り方を検討。	左記検討結果を踏まえ、必要な措置を実施。		・展示会産業の国際化を推進するために、展示会統計の基準を整備するとともに、展示会の活性化ビジョンをとりまとめた。 ・展示会統計に係る認証制度、人材育成及び受入体制の在り方等について研究した。	○	検討結果を踏まえ、展示会統計に係る認証制度の導入、人材育成を実施し、国際見本市の活性化を支援する必要がある。
			国土交通省	MICE (Meeting , Incentive Travel , Convention , Event/Exhibition)の開催・誘致に係る支援を実施。			日本のMICEブランドの強化を図るため、欧州、米国、アジアの各地域における見本市への出展を行った。また、日本にMICEを誘致するために、MICEの開催地決定に大きな影響力を持つキーパーソンの招請や、海外での誘致説明会、PRブース出展等を通じた直接の誘致活動を行う誘致主体者に対して支援を行った。さらに、日本で開催された国際会議や展示会に併催されている国際会議等への外国人参加者を増加するために、ゲストスピーカーの招請や、海外でのプロモーション活動への支援を行った。	2012年度についても海外プロモーション事業、MICE誘致・開催の推進のための取組を実施する。具体的には日本のMICEブランドの強化を図るため、海外見本市への出展や招請事業を通じて市場開拓を強化を図る。また、会議開催決定権者への働きかけなどの日本側主催者が行う誘致活動を支援する。	○
159	情報リーダー招へい	海外プレス、著名ブロガー、クリエイターを招き、クールジャパン人気を拡大する。(短期)	外務省	招へいプログラムの中に、クールジャパンに関する取材先・訪問先を反映。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		海外プレスの招へいの際に、先方の希望に応じ、クールジャパンに関する取材先・訪問先を反映した。	○	海外プレスの招へいの際に、先方の希望に応じ、クールジャパンに関する取材先・訪問先を反映する。
			文部科学省	外国人芸術家の国内滞在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンスといった、各地域の特色ある国際文化交流事業を強力に支援。			・アーティスト・イン・レジデンス等に対して支援を行う文化芸術の海外発信拠点形成事業を、2011年度から開始し、2011年9月に27団体の採択を行った。 ・また、2012年度の公募について2012年2月以降に審査を行い、採択団体を決定した。	○	アーティスト・イン・レジデンスなどの国際文化交流事業を支援する必要がある。
			国土交通省	海外から旅行関係業者、海外プレス、著名ブロガーを招へいし、我が国の観光資源の魅力について理解を促進。			旅行関係業者、海外プレス、著名ブロガーを招へいし、日本の観光資源の魅力について理解を促進させ、情報発信を促すことにより、クールジャパン人気の拡大とともに訪日客の誘致を推進した。	○	旅行関係業者、海外プレス、著名ブロガーを招へいし、日本の観光資源の魅力について理解の促進、クールジャパン人気の拡大を推進する。
			経済産業省	海外から報道関係者やクリエイターを招へいし、我が国のクールジャパンの魅力について理解を促進。			「CREATIVE TOKYO」フォーラムを開催し、海外からクリエイターを招聘した。クール・ジャパンへの理解を深めるとともに、海外メディアを通じた情報発信を実施した。	○	「CREATIVE TOKYO」フォーラムの継続開催とあわせて、他省庁とも連携した海外メディア招致を実施する。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
160	地理的表示保護制度の導入検討	高品質な我が国の農林水産物や食品について、そのブランドイメージを保護し、その輸出促進を図るため、農林水産物・食品に係る地理的表示(Geographical Indications、GI)の保護制度の導入に向けた検討を行い、結論を得る。 (短期)	農林水産省	高品質な我が国の農林水産物や食品について、そのブランドイメージを保護し、その輸出促進を図るため、農林水産物・食品に係る地理的表示(Geographical Indications、GI)の保護制度の導入に向けた検討を行い、結論。			<ul style="list-style-type: none"> ・2011年10月に決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「我が国の高品質な農林水産物に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう、地理的表示の保護制度を導入する」旨位置付けた。 ・さらに、2011年12月に決定された基本方針・行動計画に関する取組方針において、「地理的表示の保護制度については、国際的な動向を踏まえ、適切な時期に制度を創設できるよう、2011年度中に有識者等による研究会を立ち上げる」とされており、現在、その導入に向けて、検討を行った。 	○	地理的表示の保護制度の検討を進め、農林水産物・食品についてブランドイメージの保護、その輸出促進を図る必要がある。
			経済産業省	農林水産省における検討状況に応じて、商標法、不正競争防止法との整合性を確保するために協力。			農林水産省と意見交換を実施した。	農林水産省における検討状況に応じて、商標法、不正競争防止法との整合性を確保する。	○

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
161	ACTA(模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称))の参加促進	ブランドの価値を国際的に守るため、アジアをはじめとする諸外国に対し、ACTAへの参加拡大を促す。(短期・中期)	外務省 経済産業省 文部科学省 総務省 法務省 財務省	署名及び締結に向けた作業を推進。	関係府省と連携しつつ、二国間協議を含む様々な交渉を通じて対象国の理解を深め、世界レベルで保護の輪を拡大。		<p>・ACTAは2011年5月1日より署名のために開放され、2011年10月には東京において署名式を開催し、我が国を含む8箇国が署名を行った。また、2012年1月には、EU及び加盟22箇国が署名を行った。</p> <p>・日ASEAN行動計画においてACTAについて言及した。</p> <p>・アジア諸国に対して、ACTAの概要を説明するなど、協定への参加を促すべく働きかけを行った。</p>	<p>国内においては締結に向けた作業を進めるとともに、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用してACTAの概要の説明を行うなど、アジアをはじめとする諸外国に対して協定への参加を促していく。</p>	<p>国内においては締結に向けた作業を進めるとともに、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用してACTAの概要の説明を行うなど、アジアをはじめとする諸外国に対して協定への参加を促していく。</p>

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
162	クールジャパン関連基盤の復旧・復興	文化資源・観光資源・情報通信基盤の速やかな復旧を図る。 (短期)	総務省	被災地域における携帯電話基地局、テレビジョン放送中継局、ケーブルテレビ放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設をはじめとする情報通信基盤の速やかな復旧を図り、情報格差の是正を支援。			被災地域における携帯電話基地局の復旧率は約98%であり、通話エリアについては原発周辺等一部地域を除き復旧した。 ・テレビジョン放送中継局(デジタル)については、岩手県3箇所・福島県3箇所は補助事業により復旧した。福島県1箇所については、補助事業により復旧中である(なお、全ての箇所において放送は継続中である。) ・東日本大震災で被災した地域の情報通信基盤を復旧する地方公共団体への支援として、情報通信基盤災害復旧事業費補助金を創設し、交付。	地域の情報通信基盤を復旧する地方公共団体への支援を実施する。	○	地域の情報通信基盤を復旧する地方公共団体への支援を実施する必要がある。
			文部科学省	被災地域や周辺地域の伝統芸術を含む文化財、文化施設、社会教育施設をはじめとする文化資源・観光資源の速やかな復旧を図り、その活用を支援。			・公立社会教育施設(公立社会体育施設、公立文化施設を含む)の災害復旧については、激甚法に基づき事業費の3分の2を国庫補助し、残りの3分の1についても震災復興特別交付税で措置することとし、被害状況を踏まえた必要な予算額を2011年度第1次補正予算及び第3次補正予算に計上した。 ・国指定等文化財の災害復旧については、災害復旧補助率加算により通常の修理事業の補助率を嵩上げて国庫補助を行うこととし、2011年度第3次補正予算に所要の金額を計上した。	・公立社会教育施設の速やかな復旧に向けて必要な取組を実施する。 ・国指定等文化財の速やかな復旧に向けて必要な取組を実施する。	○	公立社会教育施設および国指定文化財の復旧に向けて必要な取組を実施する必要がある。
			国土交通省				被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けた地域の取組や、当省所管の財団法人日本ナショナルトラストが実施する「東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト」への協力・支援を実施した。	必要に応じて、被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けた地域の取組を支援する。	○	必要に応じて、被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けた地域の取組を支援する必要がある。
163	クリエイティブ拠点の整備をはじめとしたクールジャパンに関連する様々な施策の実施に当たり、被災地域・関係者の要望も踏まえて当該地域内で実施することも含め、復興に資するよう配慮する。 (短期・中期)	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関連する様々な施策に関し、復興に資するよう配慮して実施。	総務省				テレビ国際放送や国際共同製作等を通じて、日本と海外双方バランスの取れた視点を踏まえた正確な情報を海外に向けて発信した。	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、必要な事業を実施する。	○	被災地域・関係者の要望を踏まえ様々な施策に関し、復興に資するよう配慮する必要がある。
			文部科学省				・2011年9月の文化芸術の海外発信拠点形成事業の採択に当たり、被災地を拠点とする団体の活動に対して配慮した。 ・2012年2月に以降に実施する2012年度文化芸術の海外発信拠点形成事業の採択に当たり、被災地を拠点とする団体の活動に対して配慮した。	2012年度以降においても文化芸術の海外発信拠点形成事業の採択に当たり、被災地を拠点とする団体に対して配慮を行うほか、2012年度の「東アジア共生会議」を被災地で開催する。	○	海外発信拠点形成事業の採択に当たり、被災地を拠点とする団体の要望を踏まえ、復興に資するよう配慮する必要がある。
			農林水産省				補正予算を確保し、復興に資するよう配慮して実施した。	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関連する様々な施策に関し、復興に資するよう配慮して実施する。	○	被災地域・関係者の要望を踏まえ様々な施策に関し、復興に資するよう配慮して実施する必要がある。
			経済産業省				・クリエイター等を活用した、被災地復興支援のためのプロジェクトを実施し、東北復興のためのネットワーク整備を推進した。 ・被災地の伝産品を都内で展示し、商談を実施した。	被災地の伝統工芸を活用した海外展開プロジェクトの支援を実施する。	○	被災地域・関係者の要望を踏まえ様々な施策に関し、復興に資するよう配慮して実施するとともに、伝統工芸を活用した海外展開プロジェクトを支援する必要がある。
			国土交通省				被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けて、クールジャパンを用いた観光地域づくりを行う取組の支援や、クールジャパンに係る情報発信などを実施した。	被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けて、クールジャパンを用いた観光地域づくりを行う取組の支援や、クールジャパンに係る情報発信などを実施する。	○	被災地域や周辺地域の復旧・復興に向けて、クールジャパンを用いた観光地域づくりを行う取組を支援する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
164	クールジャパン関連基盤の復旧・復興	東日本大震災に対応して抜本的に内容を強化した公的融資・保証により、中小企業の資金繰り対策を強化するとともに、被災した中小企業の施設復旧のための人材・資金面での支援を実施する。 (短期)	経済産業省	東日本大震災に対応して抜本的に内容を強化した公的融資・保証により、中小企業の資金繰り対策を強化するとともに、被災した中小企業の施設復旧のための人材・資金面での支援を実施。			2011年度1～4次補正予算を活用し、中小企業の資金繰り支援や中小企業等のグループに対する復旧・整備支援、支援専門家派遣等を行った。	2012年度予算を活かし、引き続き、中小企業の資金繰り支援や中小企業等のグループに対する復旧・整備支援に万全を期す。	○	2012年度においても、中小企業の資金繰り支援や中小企業等のグループに対する復旧・整備支援を実施する必要がある。
165		権利者の協力を得て行う被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を促進する。 (短期)	文部科学省	被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を支援。			図書館、出版社、NPO等と連携し、被災地へ本を送るプロジェクトに協力した。被災地の避難所等を回り、図書の寄贈、読み聞かせ等を行う日本図書館協会の「図書館支援隊」の取組に協力した。	被災地域に対する各公共図書館の取組を奨励する。	○	被災地域に対する公共図書館の取組を支援する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
166	クールジャパンに関する諸外国の規制の緩和・撤廃	アジア市場をはじめとする諸外国におけるコンテンツや食に関する規制の緩和・撤廃を強く働きかけ、実現する。(短期・中期)	外務省	二国間協議(日中経済パートナーシップ協議、日韓経済局長協議など)の場において関係国と協議し、規制緩和を引き出す。また、これまでの要請事項(映画や放送番組規制)に関する相手国の対策状況をフォローし、状況を踏まえ、トップ外交を展開。また、関係府省と連携し、民間交流を通じて相手国の民間側からの緩和の機運を醸成。	要請した事項の規制緩和を実現。		・中国などとの経済協議の開催に向けた事前調整を実施した。	○	規制の緩和・撤廃の実現に向けて、様々な機会を利用し、相手国への働きかけを強化していく必要がある。
			経済産業省	「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」や「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」といった多国間及び二ヶ国間の国際対話の場を通じて、関係国に対して規制の緩和・撤廃を働きかけ。		・中国に対し「日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」「アニメ・フェスティバル)」を通じて、日中両国の更なる産業協力推進のため、規制緩和の緩和・撤廃を働きかけた。 ・2011年12月のATP(社団法人全日本テレビ番組製作社連盟)による「東京TVフォーラム」を支援し、海外のコンテンツ市場の実情把握を促進した。	○		
			総務省	二国間協議を含む様々な交渉の場を活用し、規制緩和を働きかけ。日中映像交流事業をはじめとした事業を通じて、民間交流を深めることにより、相手国の民間側からの規制緩和への機運を醸成。		・日中映像交流事業において、NHKとCCTV(中国中央電視台)との間の番組交流を支援した。 ・二国間協議の開催に向けて、関係府省と協力・連携して著作権侵害への対策強化の働きかけの準備を行った。	○		
			文部科学省	二国間協議を含む様々な交渉の場を活用し、関係府省と対応方針を協議しつつ、文化交流にあたっての規制緩和に取組。		2011年6月に中国(北京・上海)で開催された日中映像交流事業において、日本の映画、アニメの上映を行ったほか、同年の12月に実施した日中韓文化大臣フォーラム事務レベル会合において、三国の文化交流の一層の発展に向けた話し合いを行い、規制緩和に向けて日本文化の理解の促進を図った。	○		
			農林水産省	マレーシア政府機関と連携し、食品企業のハラール及びハラール認証制度(注)の理解を深めるための研修会を開催。 (注)ハラール認証制度:イスラム教義に従った食品の規格の管理を行う制度。		マレーシア・ハラール産業開発公社(HDC)と連携し、食品企業に対してハラール及びハラール認証制度に関する研修会を開催した。(2011年11月22、24日 東京、大阪)	○		
				東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度について各国に対して普及啓発・研修を実施。各国の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣、研修生の受入れを実施。東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる欧州植物品種庁の取組を調査。		・インドネシアにて第4回フォーラム会合を実施した。 ・植物品種保護制度に関する各種研修を実施し、16人を受入れた。 ・欧州植物品種保護庁(CPVO)調査のための検討会を実施した。 ・審査基準に関する指導を行うため、専門家をタイへ派遣した。 ・海外の局長級職員を受入れ、植物品種保護に関するセミナーを実施した。 ・審査に関わる高度な実践的指導をマレーシアで実施した。 ・欧州植物品種保護庁(CPVO)調査を実施した。 上記取組を実施した結果、東アジア地域における植物品種保護制度についての普及啓発、審査に関する技術面の向上等が図られた。また、CPVOの設立経緯等が判明した。 ・審査基準に関する指導を行うため、専門家をタイ・インドネシア・シンガポールへ派遣した。 ・カンボジアにて意識啓発セミナーを実施した。 ・審査に関わる高度な実践的指導をマレーシアで実施した。 ・タイにて第5回フォーラム会合事前協議を実施した。 上記取組を実施した結果、東アジア地域における植物品種保護制度についての普及啓発、審査に関する技術面の向上を図った。	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度について各国に対して普及啓発・研修を実施する。各国の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣、研修生の受入れを実施する。 東アジア品種保護庁設立を視野に、昨年にそのモデルとなる欧州植物品種庁の取組を調査する。	○	

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	長期	進捗状況		評価	今後の課題
167	在外公館による クールジャパンの 支援強化	現地ニーズを踏まえた海外展開を促進するため、重点国・都市を選定し、在外公館を中心に、現地関係機関や民間が連携する「クールジャパン支援タスクフォース(仮称)」を創設する。また、クールジャパンに関する民間の海外での活動の際に、在外公館を中心として、施設の提供や大使をはじめとする外交的なプレゼンスや現地ネットワークを活用した支援を行う。(短期)	外務省	重点国・都市において、在外公館を中心にタスクフォースを立ち上げ、各地でのクールジャパン展開を強化。	タスクフォースを核とした海外諸国でのネットワーク展開・拡大を推進。			11か国13都市(ソウル、上海、香港、シンガポール、ニューデリー、ハノイ、サンパウロ、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、パリ、バンコク、ジャカルタ)においてクールジャパン支援現地タスクフォースを立ち上げ、順次会合を実施した。	同タスクフォースを活用して、在外公館を中心に関係者間の情報共有や具体的事業の実施における連携を推進する。	○	クールジャパン支援現地タスクフォースを活用して、在外公館を中心に関係者間の情報共有や具体的事業の実施における連携を推進し、クールジャパン展開を強化する必要がある。
			経済産業省	タスクフォースへの日本貿易振興機構(JETRO)や現地企業の参画を呼びかけるとともに、民間ミッションによる在外公館の活用を支援。				ムンバイ、シンガポール及びインドネシアにおける現地タスクフォースへの民間企業の参加を呼びかけた。	関係府省と連携しつつ、引き続き、各国でタスクフォースへのJETROや現地企業の参画を呼びかけるとともに、民間ミッションによる在外公館の活用を支援する。	○	クールジャパン支援現地タスクフォースへのJETROや現地企業の参画を呼びかけるとともに、民間ミッションによる在外公館の活用を支援する必要がある。
			農林水産省	日系食品企業の情報共有を目的として設立された「食品産業海外連絡協議会」(北京、上海、広州、シンガポール、バンコク)の参加メンバー企業にタスクフォースへの参画を呼びかけ、また、民間ミッションによる在外公館の活用を支援。				上海、シンガポールの「食品産業海外連絡協議会」において、日系食品企業に対し、タスクフォースへの参画を呼びかけ、在外公館の活用を支援した。	「食品産業海外連絡協議会」において、日系食品企業に対し、タスクフォースへの参画を呼びかけ、在外公館の活用を支援する。	○	クールジャパン支援現地タスクフォースへの日経食品企業の参画を呼びかけるとともに、民間ミッションによる在外公館の活用を支援する必要がある。
			国土交通省	タスクフォースへの国際観光振興機構(JNTO)の参画を促すとともに、観光PRにあたって民間ミッションによる在外公館の活用を支援。				タスクフォース立ち上げに伴い、観光PR連携の立場で、JNTO現地事務所が参画した。	JNTO現地事務所の立地におけるタスクフォース立ち上げに関して、JNTOの参画を促す。	○	クールジャパン支援現地タスクフォースへのJNTOの参画を促すとともに、観光PRにあたって民間ミッションによる在外公館の活用を支援する必要がある。
168	クールジャパンに関する文化関係者のネットワーク形成	東アジア諸国の文化人・芸術家が一堂に会する会議を日本において開催し、人的ネットワークを構築するとともに東アジア諸国の文化交流を促進することを通じ、クールジャパンの発信のための基盤を強化する。(短期)	文部科学省	東アジア文化芸術会議を2011年に日本において開催。	左記結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			2011年12月に東アジア共生会議2011(東アジア文化芸術会議)を東京で実施した。	2012年度においては、東アジア共生会議の実施に係る予算を拡充し、人的ネットワークを構築及び東アジア諸国の文化交流を一層促進する。	○	事業を実施し、人的ネットワークの構築および東アジア諸国の文化交流を促進し、情報発信の基盤を強化する必要がある。
169		農林水産品・食品の輸出に当たって検疫条件を満たすための施設を整備する。(短期)	農林水産省	中国向け精米の輸出のためのくん蒸倉庫及び精米工場の条件整備への支援。	条件整備された施設を通じた中国向け精米の輸出。			11か所の精米工場及び、25か所のくん蒸倉庫に対して支援した。	精米工場及びくん蒸倉庫へ支援する。	○	精米工場及びくん蒸倉庫への支援を行うとともに、中国向け精米の輸出を促進する必要がある。
170	クールジャパンに関する拠点の整備	日本をアジアや世界におけるクリエイティブ分野の中核的な発信地とするため、首都東京のブランドの再確立や地域におけるクリエイティブ拠点の整備を推進する。(中期)	経済産業省	拠点の整備のための基本指針を策定するとともに、同指針を関係者に提示しつつ、アイデアを公募。	拠点を決定の上、重点的に支援。			・有識者による研究会を開催し、拠点整備に向けた指針を策定した。 ・産官学が連携し、春秋に東京のクリエイティブ・イベントを一体的に発信する取り組みを実施し、まちを挙げて東京ブランドの回復を推進した。	・拠点整備に向けた指針を踏まえ、支援策を検討する。 ・より多くの事業者等の参画の下、東京のクリエイティブ・イベントを一体的に発信する取り組みや新たな連携イベントを促進する。	○	拠点整備に向けた指針を踏まえ、クリエイティブ拠点の整備を推進する必要がある。
171	プロフェッショナル人財の育成	プロデューサーの育成を支援するとともに、国際実務に精通する「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」とコンテンツ事業者との交流の場を設け、国際的なビジネスへの対応を強化する。(短期)	経済産業省	米国といった最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施するとともに、2010年度委託事業で作成した「プロデューサーカリキュラム」を活用したセミナーの開催、関係府省と連携し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。また、事業者の集まりとエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流を促進。				映画・映像製作関連の教育機関への留学支援を実施した。共同製作や企画開発などプロデューサーを対象とするトレーニング(セミナー)を開催した。	映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援を行い、カリキュラムを活用したセミナー開催等により、人材の育成を図るとともに、国際実務に精通する「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」とコンテンツ事業者との交流の場を設けることで、国際的なビジネスへの対応を強化を図る。	○	映画・映像制作関連の教育機関への留学を支援するとともに、プロデューサーを対象とするトレーニングを進める必要がある。
			文部科学省	新進芸術家海外研修制度において新進プロデューサーの海外派遣を実施。また、コンテンツ事業者の要望に応じて当該事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力。				2011年度研修生の派遣を実施し、海外における実践的な研修機会を提供するとともに、2012年度の研修生の選考を実施した。エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの会員と情報交換を行うとともに、事業者の要望を把握した。引き続き選考を実施し、2011年度内に研修生を内定した。	新進芸術家海外研修制度を継続して実施し、新進プロデューサーの育成に取り組む。コンテンツ事業者の要望に応じて当該事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力する。	○	新進プロデューサーの育成に関する取組を充実を促進するとともに、コンテンツ事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
172	若手クリエイターの育成	若手アニメーターに制作機会を提供することを通じ、人材育成を推進する。 (短期)	文部科学省	制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。			・若手アニメーターが制作スタッフとして参加する作品を決定し、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における作品の制作を実施し、作品の発表機会を提供した。	○	若手アニメーターによる作品の発表機会の充実を図る必要がある。
173		コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムを設置し、社会人が学びやすい学習体系の導入も含め、実践的な職業能力を育成する学習システムを構築する。 (短期)	文部科学省	コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムを設置し、新たな学習システムの基盤を整備。			2011年11月より事業を開始した。 (成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業)	○	新たに開発されたカリキュラムの普及を図る必要がある。
174		若手を含め、海外クリエイターの招へいを通じ、クリエイターの国際交流を促進する。また、日本各地に、海外クリエイターの創作活動の拠点(アーティスト・イン・レジデンス)を形成する。 (短期)	文部科学省	メディア芸術に関する海外の優秀な若手クリエイターの招へいを実施し、人材交流や人材育成を促進。 外国人芸術家の国内滞在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンスといった、各地域の特色ある国際文化交流事業を強力に支援。			・海外の優秀な若手クリエイターを招へいし、作品制作、上映会の開催や人材交流を行った。	○	アーティスト・イン・レジデンスの成果の普及を図る必要がある。
175	クリエイターの裾野拡大	コンテンツ分野のクリエイターによる学校訪問の機会を拡充し、児童生徒の頃から様々な芸術文化表現を体験することにより、コミュニケーション能力や様々な作品の真の価値を見極める能力を涵養するとともに、学校教育における創造活動、知財教育及び情報モラル教育(情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を身に付けるための教育)を充実する。 (短期)	文部科学省	「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」といった施策により、学校にクリエイターを派遣し、子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供し、学校教育におけるコミュニケーション教育活動を推進するとともに、新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施により、学校教育における創造活動、知財教育及び情報モラル教育を充実。			・「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」により、希望のあった小中学校等に芸術家を派遣し、講話や実技披露、実技指導を実施することにより、学校教育における創造活動やコミュニケーション能力を高める教育活動の機会を充実させた。 ・また、新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施のため、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事を対象とした説明会を2011年7月に、また、協議会を2011年11月に実施した。	○	より多くの子どもたちが文化芸術に触れることができるよう、予算の効率的な執行を図る必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
「知財計画2010」からの施策										
176	海外展開資金を供給する仕組みの創設(短期・中期)	海外展開資金を供給する仕組みとして、ファンドの迅速な設置を行うとともに、民間資金によるコンテンツ制作への投資を促すため、投入された資金の用途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	コンテンツファンドを早急に立ち上げ、運用を開始するとともに、資金の用途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討。	ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツのライセンスを核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進。		国内のコンテンツを海外に展開し、収益を獲得することを目的とする、「(株)All Nippon Entertainment Works」が、株式会社産業革新機構からの100%出資により、設立された。	国内のコンテンツをグローバル市場向けにリメイクする際の、企画開発段階について支援を行い、グローバル市場から本格的な収益を獲得する革新的成功事例を創出する。	△	コンテンツ事業者の意見も取り入れながら、事業の本格的展開を図る必要がある。
			総務省	コンテンツ制作・発信の資金を供給する仕組みの在り方について調査した結果を基に、民間資金による自律的・持続的なコンテンツ制作・発信の活発化のために必要な人材確保・育成のための環境の整備策を検討。	左記検討結果に基づき、必要な施策を順次実施。		東京TVフォーラムにおけるピッチングセッションなどを通じた国際共同制作の創出により、民間資金による自律的・持続的なコンテンツ制作・発信に必要な人材育成の取組を実施する。	ファンドの整備状況を踏まえつつ、民間資金による人材育成の取組を実施する。	△	民間資金による人材確保・育成のための取組を継続する必要がある。
177	海外における流通経路の確保(短期)	アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。	経済産業省	中国に新たに設置した拠点を通じて、アジア地域におけるコンテンツ交流や海外展開の支援強化を図るための支援を実施。			2011年12月に行われたアジア・コンテンツ・ビジネスサミットでは、シンガポールよりアジア地域におけるコンテンツ流通の専用チャンネルの構想の提案があり、検討した。	アジア・コンテンツ・ビジネスサミットで提案されたコンテンツ流通の専用チャンネルが有効と判断された場合、各関連業界・企業に広くご案内し、実際のビジネス促進につながる提案を実施する。	○	中国に新たに設置された拠点の更なる活用を図る必要がある。
			総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同制作を支援することにより、コンテンツの海外展開を実施。	左記結果を踏まえ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同制作に対する支援を更に強化し、コンテンツの海外展開を実施。		国際共同制作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同制作の機会を創出したことにより、国際共同制作の創出により我が国の映像コンテンツの海外展開を支援した。	左記結果を踏まえ、今後の国際共同制作の在り方に関する調査を行う。	○	国際共同制作の在り方に関するちゆさ結果を踏まえた施策を策定する必要がある。
178	国際共同制作促進の支援(短期・中期)	国際共同制作や撮影誘致を円滑化するための仲介機能の強化を図るとともに、インセンティブとして国内制作費の一定割合を助成するといった税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	2011年度より新たに創設された、文化芸術振興費補助金(文化庁)における国際共同制作支援枠に関して、文化庁と協力し、適切に運用。また、その他のインセンティブの方策について検討。	支援案件を積み重ねることにより、我が国における共同制作支援制度としての定着を図る。また、検討結果を踏まえ、その他のインセンティブについて必要な措置を実施。		・2011年度に、公益財団法人ユニジャパンと連携し、文化芸術振興費補助金(国際共同制作)の申請時の要件となっている共同制作認定について、13作品を認定した。それを受け、文化庁は2011年度は5作品の支援を決定した。 ・地域活性化統合事務局が推進する総合特区の枠組みにおいて、コンテンツ特区の創設に向けた支援を行った。	・国際共同制作支援の定着に向けて、共同制作認定における条件の見直しも含め検証・検討を行う。 ・コンテンツ特区の創設に向けた支援を行うと共に、その他インセンティブについての検討を進める。	○	国際共同制作の促進のため、共同制作認定における条件の見直しも含め検証・検討の上、適切な措置を講じる。
			総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同制作を支援することにより、コンテンツの海外展開を実施。	左記結果を踏まえ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同制作に対する支援を更に強化し、コンテンツの海外展開を実施。		海外の放送局との映像コンテンツの共同制作の創出により、我が国の映像コンテンツの海外展開を支援した。	左記事業の結果を踏まえ、今後の国際共同制作の在り方に関する調査を行い結論を得る。	○	海外の放送局との映像コンテンツの共同制作事業を着実に実行するとともに、支援を行っていくことが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
179	大型映画の撮影誘致の促進(中期)	大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。	経済産業省	国内フィルムコミッションや関係府省と連携し、地域のニーズに照らし合わせつつ、海外映画の受入れ体制強化を促進するための方策を検討。	左記の検討結果に基づき、必要に応じて、国内フィルムコミッションや関係府省と連携し施策を実施。		経済産業局と連携し、国内フィルムコミッションの会合等に参加し、ロケ誘致に係る地域別のニーズについて調査した。関係府省と連携し、受け入れ体制強化の方策は、2011年12月に指定されたコンテンツ特区の国と地方の協議会の内容を踏まえて検討した。	○	海外からの映画撮影受け入れ促進のため、特区が実効的あるものとなるよう、特区の主体自治体を支援する必要がある。
			警察庁	海外映画の受入れ体制強化を促進するための経済産業省の検討に対し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施。	経済産業省の施策と連携して、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供といった取組を実施。		・2011年7月、フィルムコミッションの全国組織である特定非営利法人ジャパン・フィルムコミッションが開催する研修会に講師として職員を派遣、道路使用許可等に関する必要な情報提供を実施した。 ・道路使用許可に関する各種照会に對し対応した。	○	総合特区の取組について支援する必要がある。
			国土交通省	海外映画の受入れ体制強化を促進するための経済産業省の検討に対し、劇用車(映画用の特殊車両)を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施。	経済産業省の施策に必要な協力を実施。		劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供を実施した。	○	総合特区の取組について支援する必要がある。
180	海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期)	ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。	経済産業省	民間の取組の動向を把握し、政策要望に応じた支援を実施。			民間有識者からなる委員会を開催し、マルチデバイスに対応可能な水平分業型モデルのコンテンツ配信プラットフォームを用いた実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行った。	○	昨年度の実証実験結果を踏まえ、コンテンツ配信プラットフォームの構築に向けて必要な環境整備に取り組む必要がある。
181	地域発コンテンツ制作支援の強化(短期)	観光促進も含めた地域発コンテンツ制作支援を拡充する。	総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同制作を支援することにより、コンテンツの海外展開を実施。	左記結果を踏まえ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同制作に対する支援を更に強化し、コンテンツの海外展開を実施。		国際共同制作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同制作の機会を創出したことにより我が国の映像コンテンツの海外展開を支援した。	○	地域の放送局や番組制作会社と海外放送局との共同制作を支援する必要がある。
			国土交通省	観光に資する映像制作を支援。			地域で制作された映像について、海外旅行博覧会で活用するなど、放映機会提供することにより、観光促進も含めた支援を実施した。	○	地域で制作された映像コンテンツについて、放映機会を提供し観光促進を支援する必要がある。
			経済産業省	2010年度に作成した「映像コンテンツを活用した地域プロデュースカリキュラム」の普及を図ることにより、全国各地で地域資源を活用した映像制作による人材育成および地域振興の取組が進むように支援。			各経済産業局と連携し、2010年度に作成した「映像コンテンツを活用した地域プロデュースカリキュラム」の普及を図った。	○	地域支援を活用した映像制作による人材育成及び地域振興の取組を支援する必要がある。
182	NHKによる外部制作事業者の活用促進(短期)	多様な番組が放送されるようにする観点から、公共放送機関であるNHKが外部制作事業者(優れた若手作家を含む。)の活用を促進することを通じ、制作機会の創出を図る。	総務省	2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率が高まるようNHKとしての取組を促進。	基幹放送普及計画の改正により、2011年4月以降、NHKのBSデジタル放送における外部委託番組等の比率に係る規定を適用し、NHKにおけるこれらの取組を促進した。		○	NHKによる外部委託についての働きかけを継続する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題	
183	コンテンツ版COEの形成促進(中期)	コンテンツに関する人材育成(社会人教育を含む。)に加え、研究開発機能を有し、中核的な役割を果たす大学を支援し、国内外のクリエイターやその志望者が集まる拠点(コンテンツ版COE(Center Of Excellence))の形成を促進する。	文部科学省	「グローバルCOEプログラム」の大学におけるCOE形成支援について、在り方を検討。	左記検討結果を踏まえ、必要な措置を実施。		「グローバルCOEプログラム」において、早稲田大学「演劇・映像国際的教育拠点」、立命館大学「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」について支援を実施した。	「グローバルCOEプログラム」において支援した早稲田大学「演劇・映像国際的教育拠点」、立命館大学「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」について、取組の評価を行う。	○	グローバルCOEプログラムの成果の公表を通じて、同様の取組の普及を図る必要がある。
				メディア芸術に関する情報収集・発信や国内外の関連施設、大学といった高等教育機関、関係業界・企業、関係府省との連携拠点となる「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム」の構築を推進。			・国内外の関連施設、大学等の高等教育機関、関係業界・企業、関係府省との連携を強化するため、各分野ごとに設置する会議において、関係者間の意思形成を図るとともに、連携を促進する事業や調査研究を実施した。 ・連携事業や調査研究を取りまとめるとともに、今年度の取組を総括する分野ごとの会議を開催した。	2012年度においても、メディア芸術情報拠点・コンソーシアムの構築を推進するための事業を実施する。	○	メディア芸術情報拠点・コンソーシアムの構築のための予算を確保し、その事業の充実を図る必要がある。
				コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムを設置し、新たな学習システムの基盤を整備。	コンテンツ分野に関し、専門学校や大学と産業界が連携する産学コンソーシアムにより整備された新たな学習システムの推進。		・2011年11月から成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業を開始。 ・効果的な学習体系の構築に向けたカリキュラムの開発などを検討した。	2011年度の取組を踏まえ、職業実践的な教育の質の向上・保証の仕組みや、社会人等の実践的な職業能力を育成する効果的な学習体系の構築に向けたカリキュラムの開発・実証や取組の評価を行う。	○	開発されたカリキュラムの普及を図る必要がある。
			経済産業省	2010年度に実施したアニメ人材育成事業の成果を教育者向けワークショップで普及。			2010年度のアニメ人材育成事業で策定したカリキュラム及び教材を用いて「教育者向けワークショップ」を実施した。	教育者向けのワークショップにより、アニメ人材育成事業の成果の普及を促進する。	○	策定されたカリキュラムの普及を図る必要がある。
			総務省	次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について引き続き検討し、結論。	左記検討を基に、次世代映像コンテンツ製作技術の大学への展開支援。			国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究によるコンテンツの海外展開支援を通じて、次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について検討した。	次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について検討。	△
184	海外のクリエイターとのネットワーク構築(短期)	世界に通用するクリエイターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。	文部科学省	新進芸術家海外研修制度において新進のクリエイター、プロデューサーの海外派遣を実施。			2011年度研修生の派遣を実施し、海外における実践的な研修機会を提供するとともに、2012年度の研修生の選考を実施し、2011年度内に研修生を内定した。	2012年度予算成立後、2012年度研修員の決定及び派遣を実施する。研修などの支援を充実する。	○	新進のクリエイター、プロデューサーの海外派遣を継続し、人材育成や海外とのネットワークの構築を支援する必要がある。
			経済産業省	米国といった最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施。アジア各国の官民有識者が集まる「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット(ACBS)」や国際マーケットといった場を活用し、海外とのネットワークの構築を図るとともに、世界に通用するクリエイターやプロデューサーの育成に関する基盤整備事業を実施。			映画・映像製作関連の教育機関への留学支援を実施した。共同製作や企画開発などプロデューサーを対象とするトレーニング(セミナー)を開催した。	教育機関への留学支援や国際マーケットを活用した国際的なクリエイターやプロデューサーを育成し、海外ネットワークを構築。	○	知財関連の知識を有するプロデューサーの育成も視野に入れる必要がある。
			総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との共同製作を支援することにより、国際共同制作を通じた人材育成を実施。			国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同製作の機会を創出したことにより、海外の放送局とのネットワークを構築し、国際共同製作を通じた人材育成を支援。	前年度の事業成果を踏まえ、国際共同製作の機会の創出により国際共同制作を通じた人材育成を支援する。	○	国際共同製作の機会拡充を図る必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期	中期	長期	進捗状況	評価	今後の課題
185	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(短期)	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えば制作ノウハウの共有や3D化)を通じた人材育成を図る。	経済産業省	2010年度に実施したアニメ人材育成事業の成果をワークショップで普及。			2010年度のアニメ人材育成事業で策定したカリキュラム及び教材を用いて「教育者向けワークショップ」を実施した。	○	ワークショップの拡充を図る必要がある。
			総務省	国際共同製作の促進を通じ、海外に通用する高度な映像コンテンツの製作ノウハウの蓄積・共有を推進。			国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、国際共同製作の機会を創出したことにより、海外に通用する高度な映像コンテンツの製作ノウハウの蓄積・共有を推進した。	○	海外に通用する高度な映像コンテンツの製作ノウハウを普及する必要がある。
186	アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期)	アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。	経済産業省	関係業界からのニーズを踏まえ、受入れ促進のために関係府省と協議を推進。	受入れ促進のための制度整備を推進。		関係業界からのニーズを踏まえ、シンガポール政府と、人材育成、専門家交流を含めたクリエイティブ産業協力の枠組みを構築した。	○	シンガポールとの枠組みを活用して人材交流を促進する。
187	発表の機会の確保(短期)	ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエイターを発掘する。	経済産業省	世界で通用する国内映画祭を活用し、優秀な若手クリエイターを発掘。また、発掘した若手クリエイターやその作品を国内外で開催されるマーケットを活用して発表する機会を提供。			「ぴあフィルムフェスティバル(PFF)」の受賞者に対する短編映像製作の支援を行い、発掘した若手クリエイターやその作品を東京国際映画祭での上映機会を提供した。TIFFCOM2011(東京国際映画祭併設マーケット)において、「企画マーケット」として国内外の事業展開を想定しているクリエイターやプロデューサーに企画提案・商談の機会を提供した。	○	若手クリエイターやその作品を紹介する国内外の機会を拡げていく必要がある。
			文部科学省	短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。			・映画製作に関するワークショップなどを実施し、育成対象とする若手映画作家を選考し、短編映画製作のための実地研修を実施した。	○	若手映画作家の育成のための予算を確保し、より多くの若手の参加を促す必要がある。